

厚岸町中小企業振興計画

令和2年3月

厚 岸 町

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	中小企業を取り巻く時代背景	3
第2章	計画策定にあたって	7
第1節	厚岸町の現状	7
第2節	中小企業が抱える課題	32
第3章	厚岸町中小企業振興計画の位置付けと期間	36
第1節	本計画の位置付け	36
第2節	計画期間	36
第4章	中小企業振興施策の展開	37
第1節	中小企業振興施策の段階的实施	37
第2節	具体的振興施策推進の考え方	40
参考資料		54
1	令和元年度における厚岸町の中小企業振興施策の概要	54
2	厚岸町中小企業振興基本条例	64

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

厚岸町は、恵まれた自然環境のもと、多様な水産物や広大な草地など豊かな地域資源による産業を基軸に、人々の生活の基盤を築き上げてきた。

しかし、地域経済を支える中小企業を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、経済活動の広域化・グローバル化^{*1}などにより、厳しい状況におかれている。

このような状況下にあっても、本町が今後も安定した発展を続け、豊かな町民生活を営むことができる環境を維持するためには、時代の変化に的確に対応した中小企業の事業の持続的発展^{*2}が不可欠である。

本町における事業所のほとんどが中小企業である。この中小企業は、本町の経済と雇用の担い手であり、地域の経済活動において重要な役割を果たし、この存在は、豊かな町民生活の暮らしには欠かせないものである。

本町では、平成23年1月、地域経済の進展において重要な地位を占めるこの中小企業の振興が本町の発展に欠かせないものであるという認識を、企業はもちろんのこと、町やすべての町民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図ることを理念とする「厚岸町中小企業振興基本条例」を制定し、同年4月から施行した。この条例を有効なものとするためには、条例制定に止まらず、中小企業振興の具体的な施策を検討していかなければならない。

このことから、平成27年3月、「厚岸町中小企業振興計画」を策定し、各種施策展開を図ってきた。

しかしながら、前期計画期間においても、商工業者をはじめとした中小企業の経営は、厳しい経営環境に置かれ、将来展望を描けないことから、近い将来に廃業が続出することが危惧される。移動方法が限られる高齢者等生活弱者の消費活動や雇用環境にも大きな影響を与えかねず、施策の具体化と行動開始まで猶予はない。

*1 グローバル化：地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやりとりが行われること。

*2 事業の持続的発展：事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。

今期「厚岸町中小企業振興計画」は、本町の持つ潜在能力を最大限に生かし、国内外の環境の変化に積極的かつ柔軟に対応しながら、引き続き本町の中小企業(対象範囲を、商工業とそれらに関連する産業とする)の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定するものである。

第2節 中小企業を取り巻く時代背景

1 人口減少と少子高齢化する日本

わが国の総人口は、平成20年から減少局面に入り、出生率が人口規模を長期的に維持する水準を下回る状態が長く続いており、今後も減少し続けることが予想されている。また、老年人口は増加、高齢化率が上昇し続けている。今後も年少人口と生産年齢人口の減少が続き、老年人口が令和24年以降減少に転じ、さらに少子高齢化が進むと予想されている。

一般的に、人口減少がもたらす影響は、消費力(需要)減退で経済成長を阻害することであると言われている。また、少子高齢化は、生産年齢人口の減少を加速させることとなり、そのため、人口減少の影響に加え、消費力と生産力がさらに減退する結果となり、国内の経済はますます疲弊するという見方もある。

わが国の経済は、平成24年末を境に持ち直しの動きに転じ、緩やかな回復基調が続いた結果、現在の景気回復の長さはいざなぎ景気(昭和40年11月～昭和45年7月)を超え、さらに戦後最長の景気拡張期(平成14年2月～平成20年2月)をも超えて新たに戦後最長の長さとなった可能性がある。企業収益の拡大や倒産件数の減少が続き、経済の好循環が浸透する一方、重なる災害をはじめ、人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど、中小企業にとっては懸念点も浮き彫りになっている。

2 地方のまちにおける地域の仕組みの変化

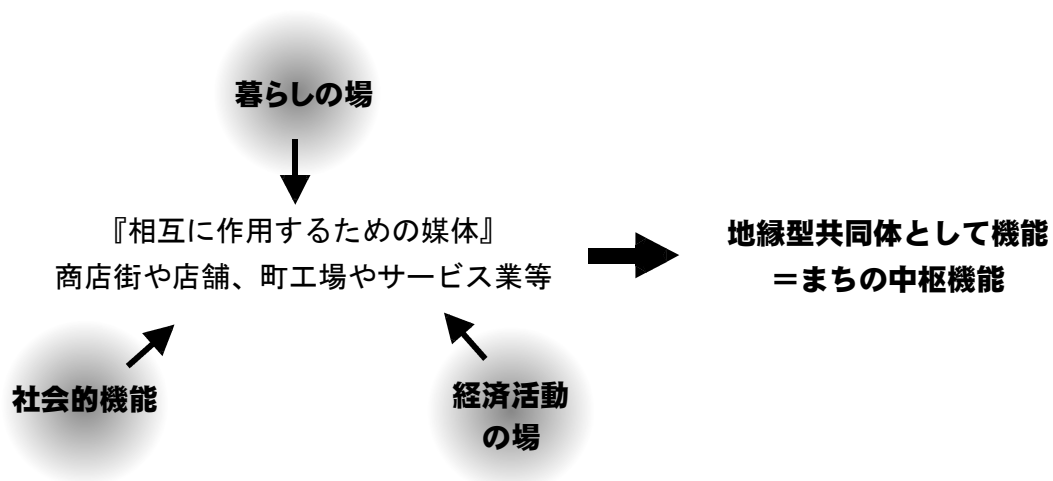
時代の経過とともに国民の生活様式も大きく変わってきている。

かつては、地域というと、住民の暮らしと経済活動(需要・生産・消費)が、商工業(商店街や店舗、工場、その他サービス業)を媒体にして相互に作用しあい発展する「地縁型共同体」であり「地域独自の消費市場」であった。そのため、地域には相互扶助をはじめとする多くの社会的機能が働き、「地域の形＝人の繋がり」を形成していた。これが近隣同士の依存の必要性となって地域を一つにまとめ、暮らしと経済が両立するまちの中樞を担っていたといえる。

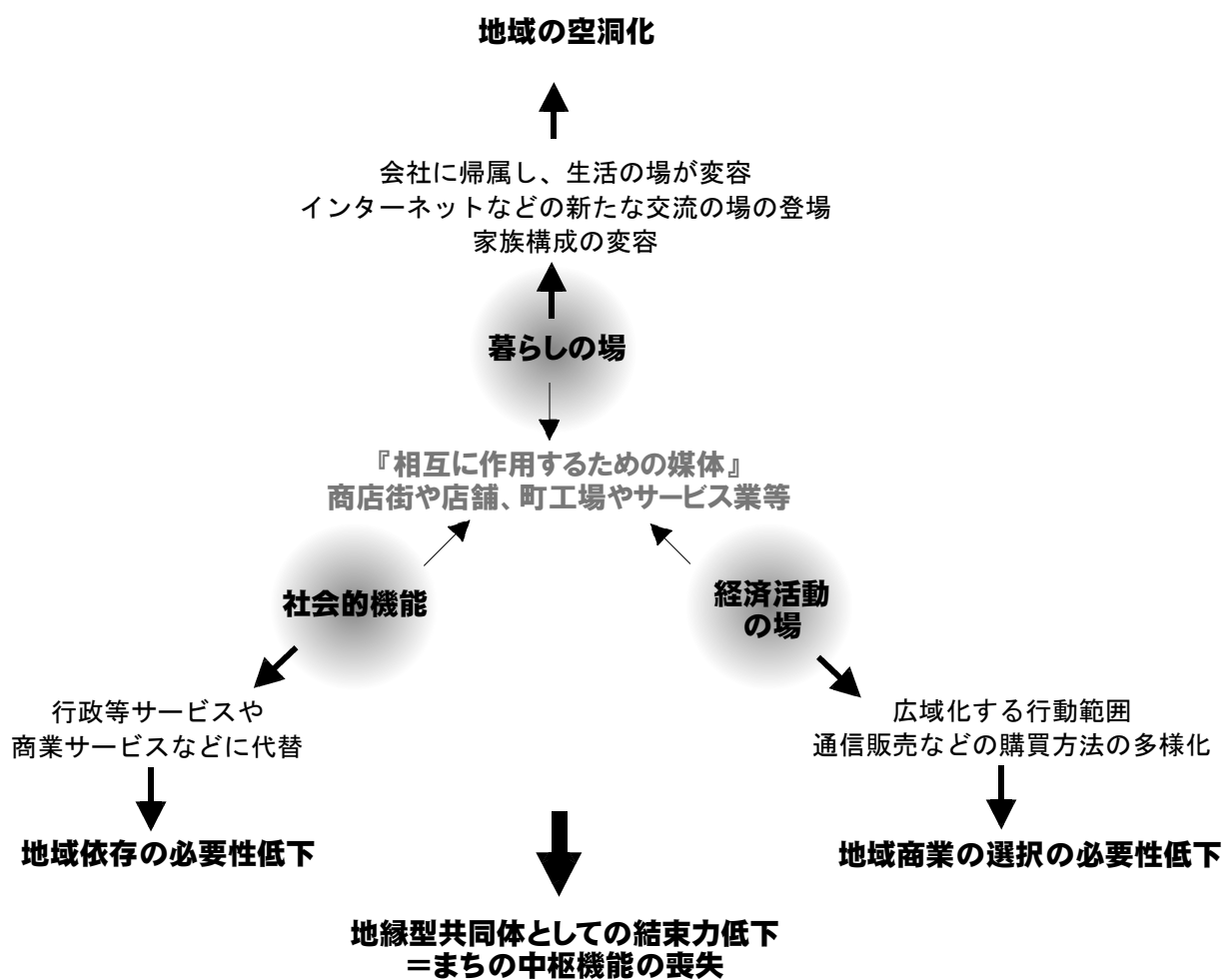
しかし、現在は、成熟期を迎えた経済社会となり「個の主張」が強まってきているため、消費者の志向は個人の生き方を重視した需要が増え、交通の発達とさまざまな技術革新が消費者の選択肢を広げ、消費地はより広く、グローバル化する傾向にある。

また、生活拠点であったはずの地域との関わりは希薄になり、まちの形成にとって必要不可欠であり良質な仕組みであるはずだった「人の繋がり」が弱体化し、「生活共同体＝消費市場」の原理は崩れ、結果、地域の中の商業は、大型店や域外商業との競争に耐えながら、自分のお膝元の消費市場を自らの経営努力で開拓しなくてはならない困難な時代を迎えている。

【昔のまち(地域)の仕組み】



【現在のまち(地域)の現状】



3 迫り寄る危機

国立社会保障・人口問題研究所によると、厚岸町の人口は、令和2年には8,959人、令和27年には5,050人まで減少すると想定しており、ますます町内の生産力・販売力・消費力が減退することが予測される。

商いが成り立たなくなった事業所は淘汰され、釧路市・釧路町などの近隣商圏への消費の流出、通信販売の普及により、ますます厚岸町独自の経済活動が低下する恐れが現実には迫っている。

少子高齢化が加速し、ますます生産年齢人口が減少すれば、企業が雇用したくても町内で人手をまかなうことができなくなり、町外から人手を確保しなければならない。今現在も、町内の水産加工場などでは、人手不足に悩む企業がある一方で、厚岸町に残って働き手となるべき年代の高校生などは、働く場を町外に求め、転出していく現実がある。

人が減り、まちの商いが減り、働き手も減った厚岸町は、まちの維持すら困難になる恐れがある。

都市部のようにNPO法人^{*1}などの民間が中心となって質の高い各種サービスを担えると良いが、人が減ってしまったまちでそのような組織が形成できるか疑問である。

まつりやイベントなど、暮らしを豊かにするまちの文化すらも規模や内容を縮小するか、廃止といった検討を迫られることも考えられる。

現在の町民が将来まで、将来の町民がさらにその先の将来まで暮らし続けられる厚岸町を考え、「暮らしと生きがいと経済が共存するための人の繋がり」を、行政と中小企業などが今まで以上に連携し支えるための行動が求められている。

*1 NPO法人：ボランティアをはじめとする住民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された特別法に基づき設立(認証)された特定非営利活動法人。

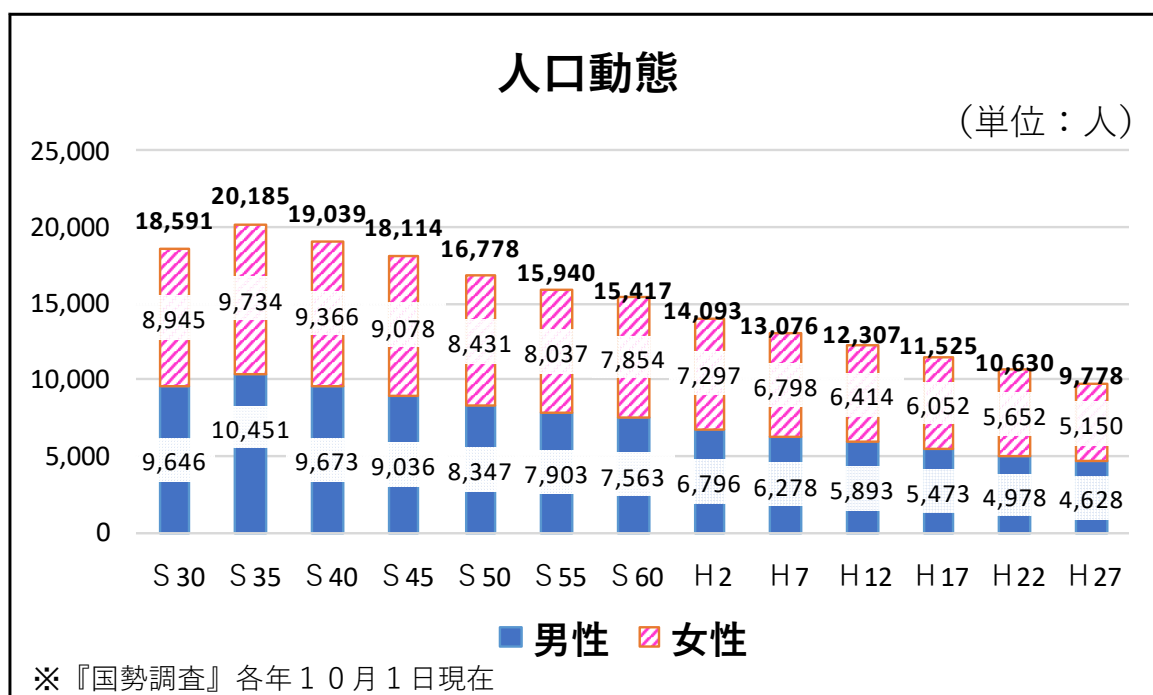
第2章 計画策定にあたって

第1節 厚岸町の現状

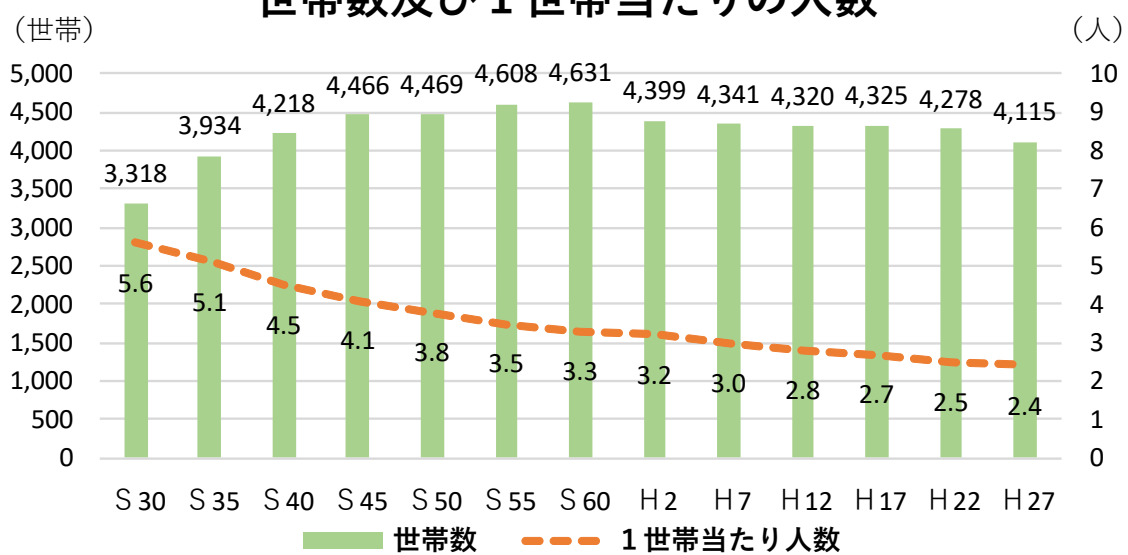
1 人口及び世帯数

(1) 人口動態

- ◆厚岸町の人口は、昭和35年の20,185人をピークに減少に転じ、平成27年の国勢調査では9,778人に減少している。
- ◆世帯数は、人口が減少してきた一方で、核家族化や一人暮らし世帯の増加により、昭和60年の4,631世帯まで増加を続けてきたが、その後は漸減傾向ぜんげんに転じている。
- ◆1世帯当たりの人数は減少傾向が続き、平成12年の国勢調査からは3人を下回る状況が続いている。



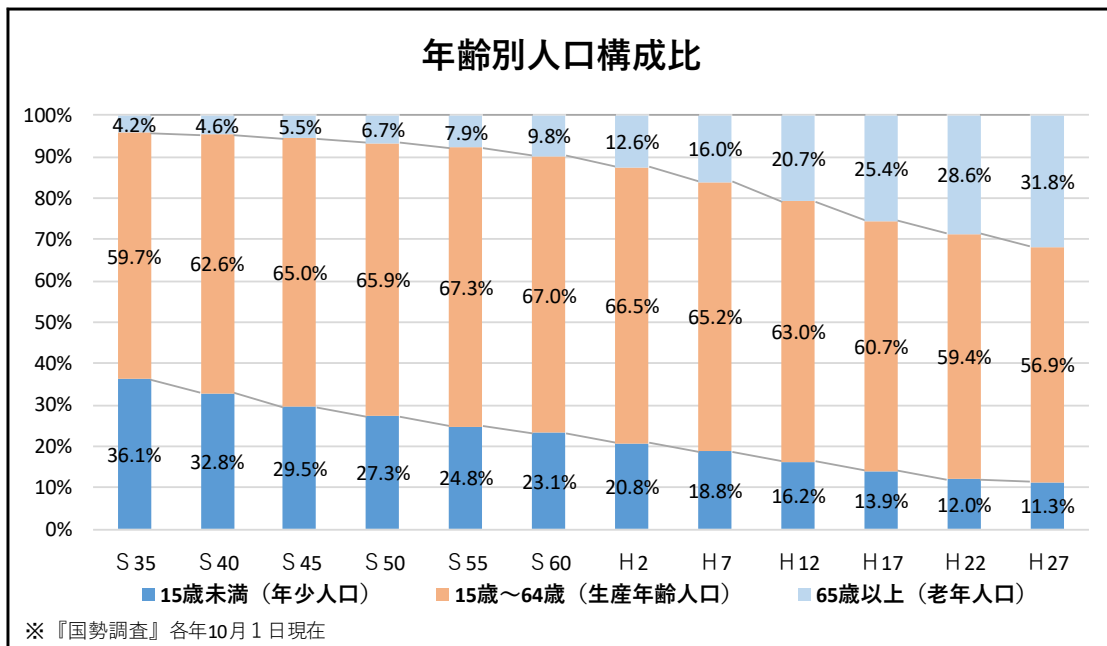
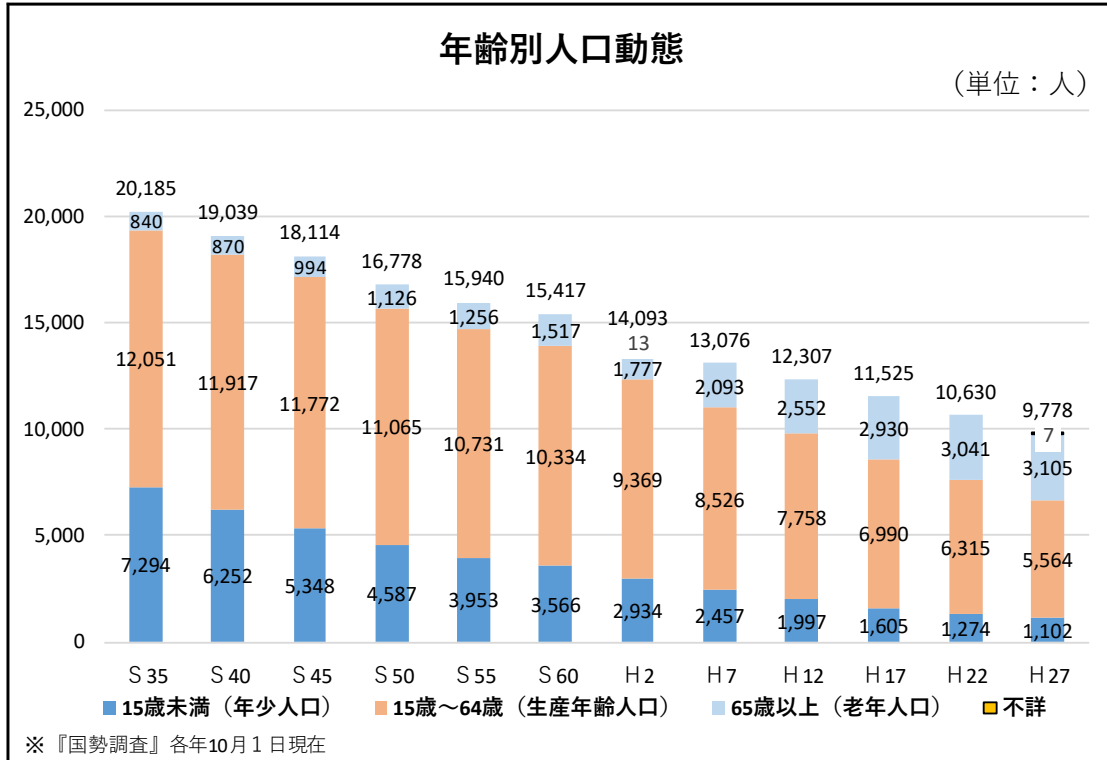
世帯数及び1世帯当たりの人数



※『国勢調査』各年10月1日現在

(2) 年齢別人口及び構成比

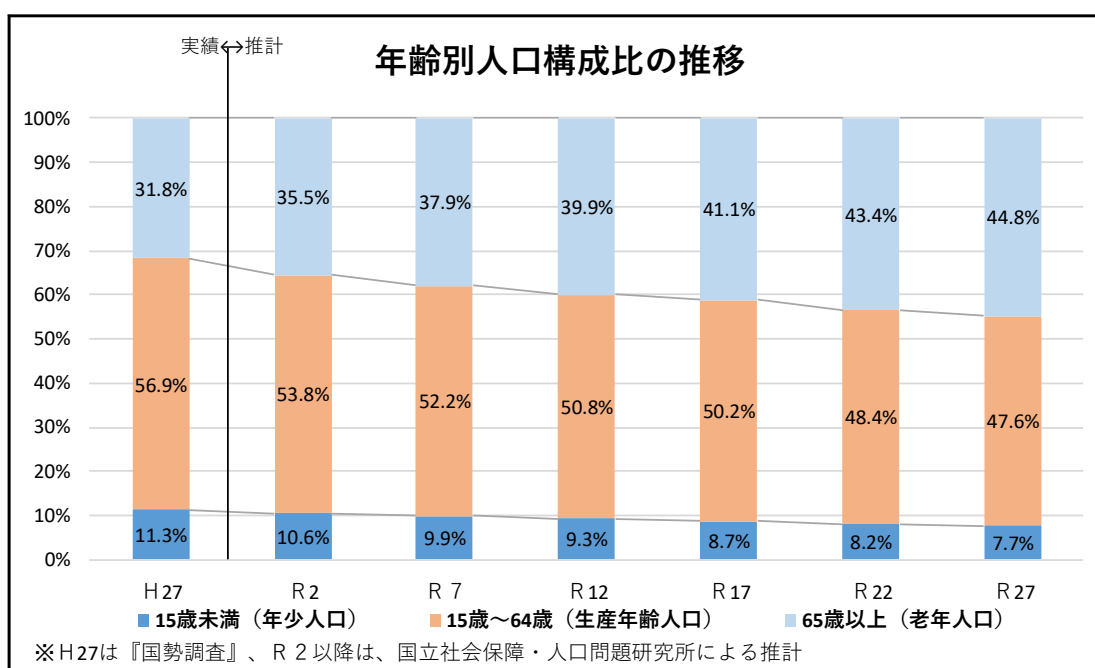
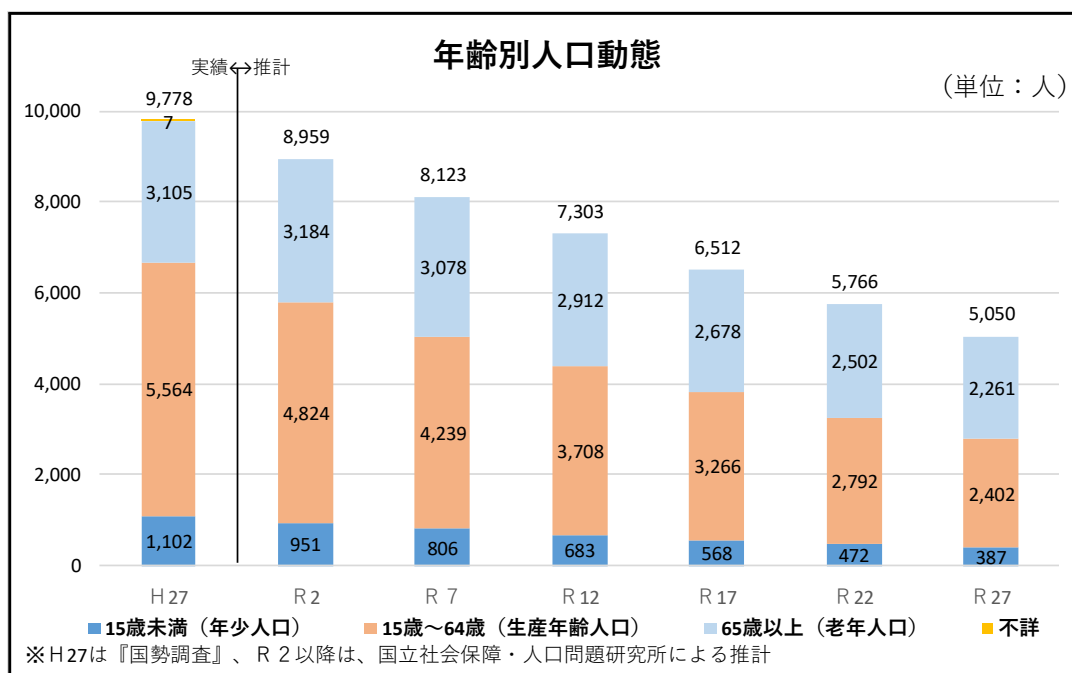
◆年齢階層別の人口は、平成27年の総人口9,778人に対し、年少人口（0～14歳）が1,102人（11.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が5,564人（56.9%）、老年人口（65歳以上）が3,105人（31.8%）となっており、超高齢社会^{*1}に突入した以降も高齢化率の上昇が続いている。



*1 超高齢社会：総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」という。

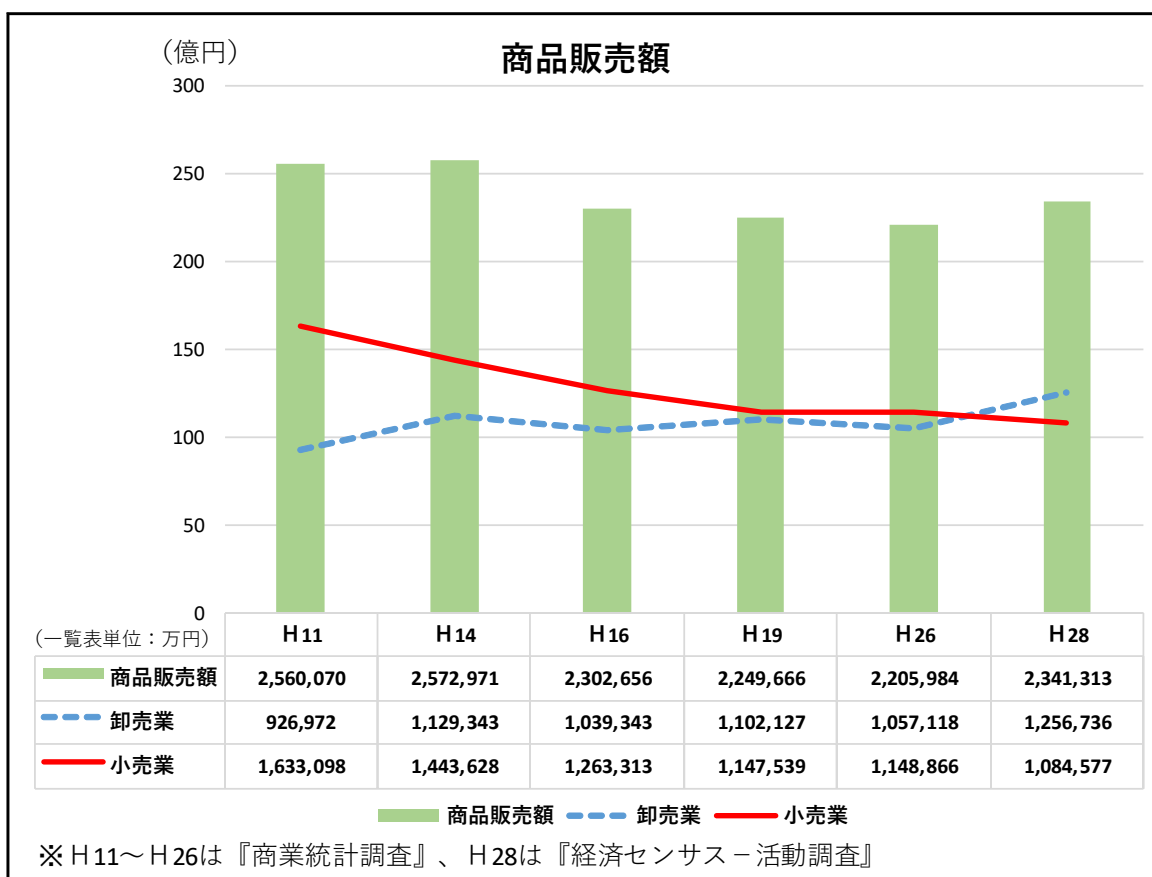
【将来推計人口】

- ◆国立社会保障・人口問題研究所によると、厚岸町の人口は、今後も減少が続き、令和27年には総人口が現在の約半分となる5,050人まで減少すると推計されている。
- ◆年齢別人口の構成比で見ると、令和7年には年少人口が全体の10%を切り、令和27年には老年人口が生産年齢人口と同程度の割合になると推計されており、人口減少、少子高齢化により、町内消費、雇用、企業の活動に大きく影響を与えることが予想される。



2 商品販売額と町内経済循環率

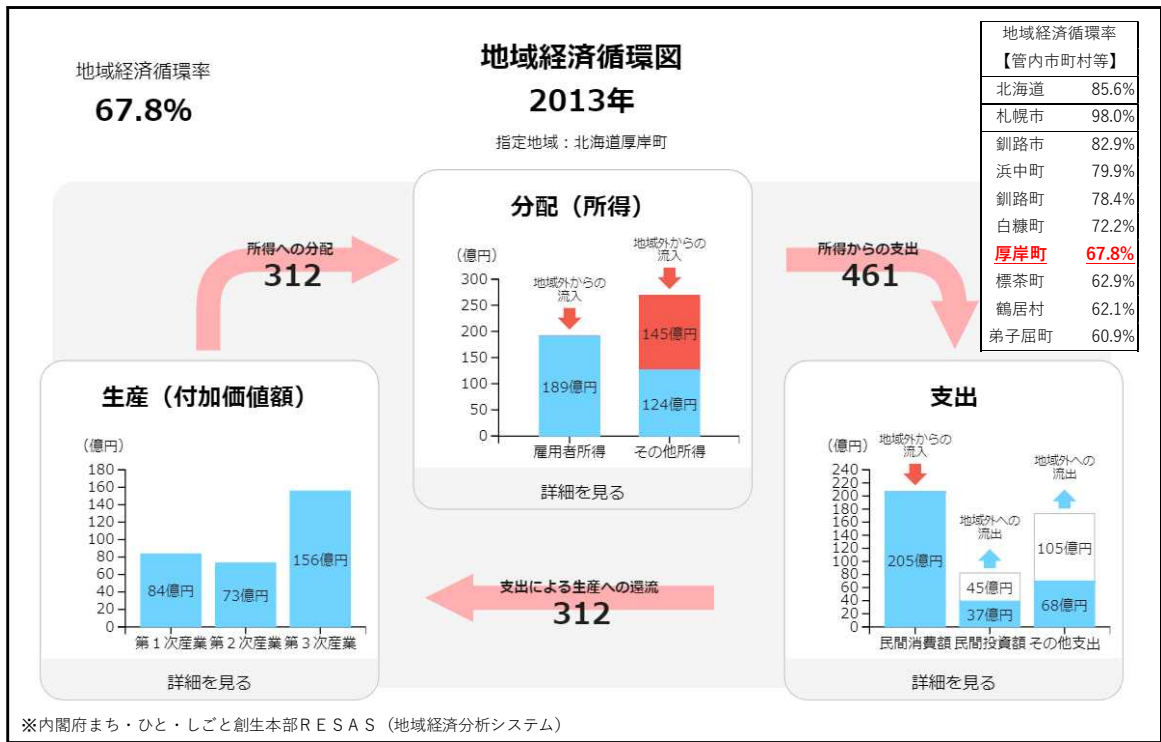
◆厚岸町の商品販売額は、平成14年から平成26年にかけて漸減が続き、平成26年には約220億円まで減少した。平成28年に卸売業の商品販売額が増加しているが、当該年の調査方法変更により、調査対象事業者が増になっていることによるものである。小売業の商品販売額については、減少傾向にある。



◆町内企業が創出した付加価値が、どの程度域内循環しているか平成25年の数値を見ると、厚岸町の域内循環率は67.8%となっており、32.2%が町外へ流出している。

北海道全体数値（85.6%）及び釧路管内の他市町村と比較しても低い循環率となっている。

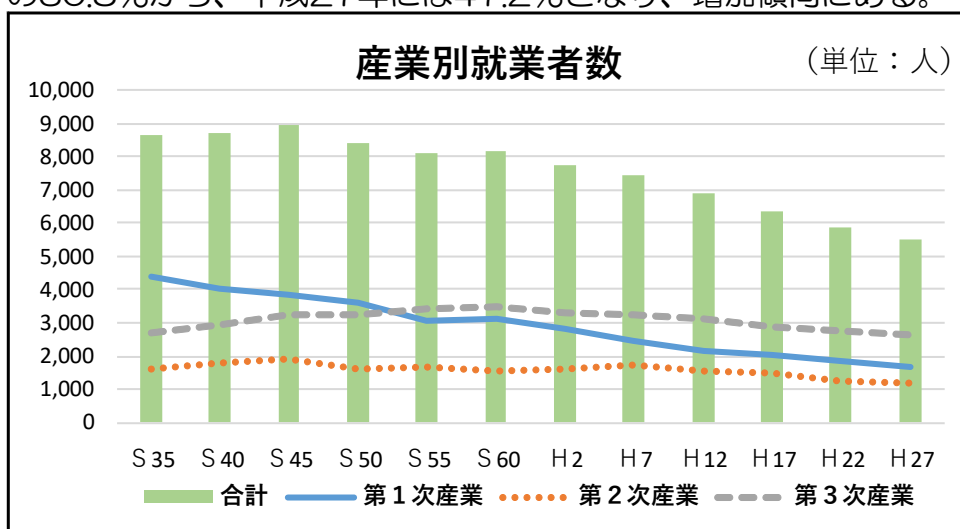
町内循環率を高めるためには、厚岸町中小企業振興基本条例を具体化した本計画に基づき、中小企業及び消費者が町内で生産、製造、加工された商品、サービス等の積極的活用に努めることが重要となる。



3 産業の現状

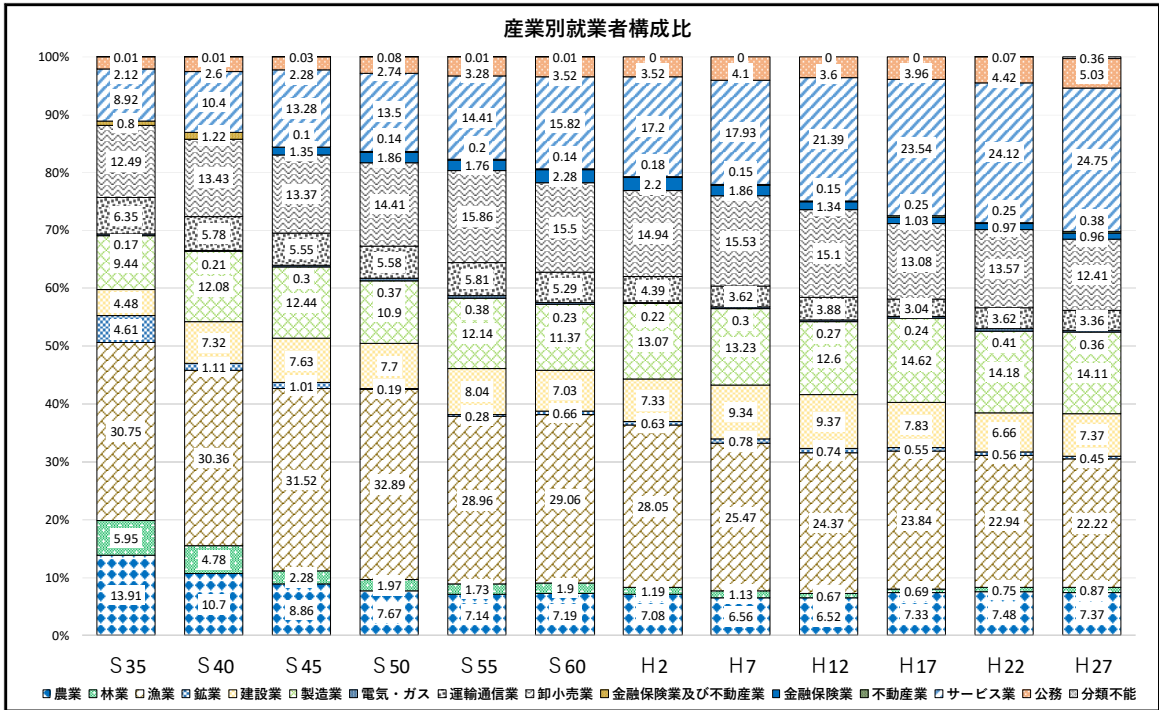
(1) 就業者数及び構成比

- ◆厚岸町の就業者数は、昭和45年の8,947人をピークに減少傾向にあり、平成27年では5,535人となっている。
- ◆産業別の構成比では、第1次産業は、昭和35年の50.6%から、平成27年には30.5%に減少、第2次産業は、昭和35年から増減を繰り返しながら、平成27年には21.9%となっている。第3次産業は、昭和35年の30.8%から、平成27年には47.2%となり、増加傾向にある。



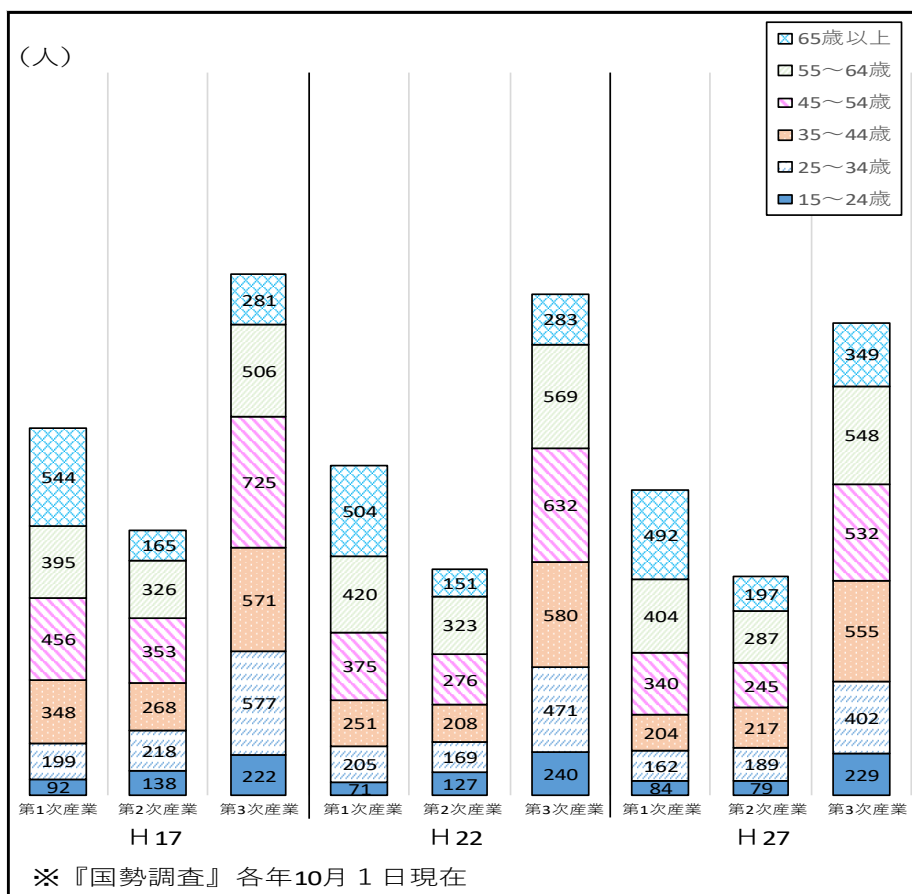
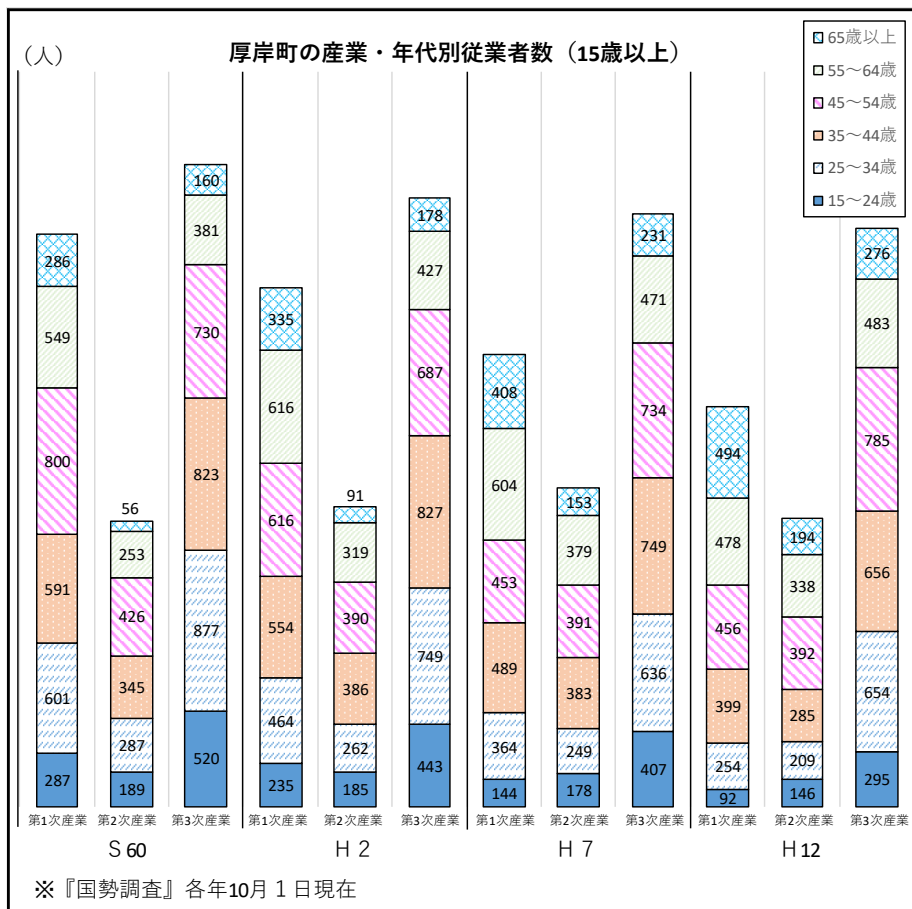
	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	合計
S 35	4,396	1,609	2,679	1	8,685
	50.6%	18.5%	30.8%	0.0%	100.0%
S 40	4,004	1,792	2,939	1	8,736
	45.8%	20.5%	33.6%	0.0%	100.0%
S 45	3,817	1,886	3,241	3	8,947
	42.7%	21.1%	36.2%	0.0%	100.0%
S 50	3,584	1,583	3,253	7	8,427
	42.5%	18.8%	38.6%	0.1%	100.0%
S 55	3,079	1,665	3,394	1	8,139
	37.8%	20.5%	41.7%	0.0%	100.0%
S 60	3,114	1,556	3,491	1	8,162
	38.2%	19.1%	42.8%	0.0%	100.0%
H 2	2,820	1,633	3,311	0	7,764
	36.3%	21.0%	42.6%	0.0%	100.0%
H 7	2,462	1,733	3,228	0	7,423
	33.2%	23.3%	43.5%	0.0%	100.0%
H 12	2,173	1,564	3,149	0	6,886
	31.6%	22.7%	45.7%	0.0%	100.0%
H 17	2,034	1,468	2,882	0	6,384
	31.9%	23.0%	45.1%	0.0%	100.0%
H 22	1,826	1,254	2,775	4	5,859
	31.2%	21.4%	47.4%	0.1%	100.0%
H 27	1,686	1,214	2,615	20	5,535
	30.5%	21.9%	47.2%	0.4%	100.0%

※『国勢調査』各年10月1日



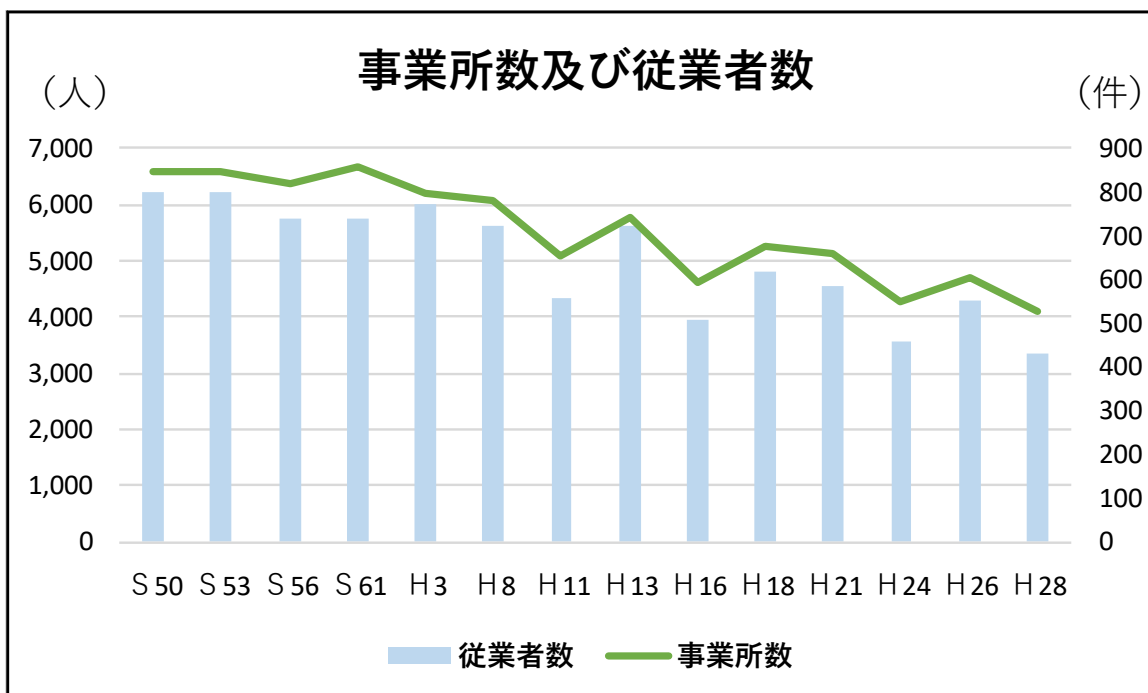
	第1次産業			第2次産業			第3次産業										分類不能	構成比合計
	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス	運輸通信業	卸小売業	金融保険業及び不動産業	金融保険業	不動産業	サービス業	公務				
S35	13.9%	5.95%	30.8%	4.61%	4.48%	9.44%	0.17%	6.35%	12.5%	0.8%			8.92%	2.12%	0.01%	100%		
S40	10.7%	4.78%	30.4%	1.11%	7.32%	12.1%	0.21%	5.78%	13.4%	1.22%			10.4%	2.6%	0.01%	100%		
S45	8.86%	2.28%	31.5%	1.01%	7.63%	12.4%	0.3%	5.55%	13.4%		1.35%	0.1%	13.28%	2.28%	0.03%	100%		
S50	7.67%	1.97%	32.9%	0.19%	7.7%	10.9%	0.37%	5.58%	14.4%		1.86%	0.14%	13.5%	2.74%	0.08%	100%		
S55	7.14%	1.73%	29%	0.28%	8.04%	12.1%	0.38%	5.81%	15.9%		1.76%	0.2%	14.41%	3.28%	0.01%	100%		
S60	7.19%	1.9%	29.1%	0.66%	7.03%	11.4%	0.23%	5.29%	15.5%		2.28%	0.14%	15.82%	3.52%	0.01%	100%		
H2	7.08%	1.19%	28.1%	0.63%	7.33%	13.1%	0.22%	4.39%	14.9%		2.2%	0.18%	17.2%	3.52%	0%	100%		
H7	6.56%	1.13%	25.5%	0.78%	9.34%	13.2%	0.3%	3.62%	15.5%		1.86%	0.15%	17.93%	4.1%	0%	100%		
H12	6.52%	0.67%	24.4%	0.74%	9.37%	12.6%	0.27%	3.88%	15.1%		1.34%	0.15%	21.39%	3.6%	0%	100%		
H17	7.33%	0.69%	23.8%	0.55%	7.83%	14.6%	0.24%	3.04%	13.1%		1.03%	0.25%	23.54%	3.96%	0%	100%		
H22	7.48%	0.75%	22.9%	0.56%	6.66%	14.2%	0.41%	3.62%	13.6%		0.97%	0.25%	24.12%	4.42%	0.07%	100%		
H27	7.37%	0.87%	22.2%	0.45%	7.37%	14.1%	0.36%	3.36%	12.41%		0.96%	0.38%	24.75%	5.03%	0.36%	100%		

※ S35、S40については、金融保険業、不動産業合算割合。
 ※ 『国勢調査』 各年10月1日現在



(2) 事業所数と従業者数

- ◆厚岸町の事業所数は、調査客体の違いはあるものの、昭和50年以降では、昭和61年の857事業所をピークに減少傾向にあり、平成26年の民営及び国、地方公共団体を含めた事業所は606事業所となっている。
 - ◆従業者数についても、昭和53年の6,240人をピークに減少傾向にあり、平成26年には4,311人となっている。
- (※平成28年は民営の事業所のみが調査対象)

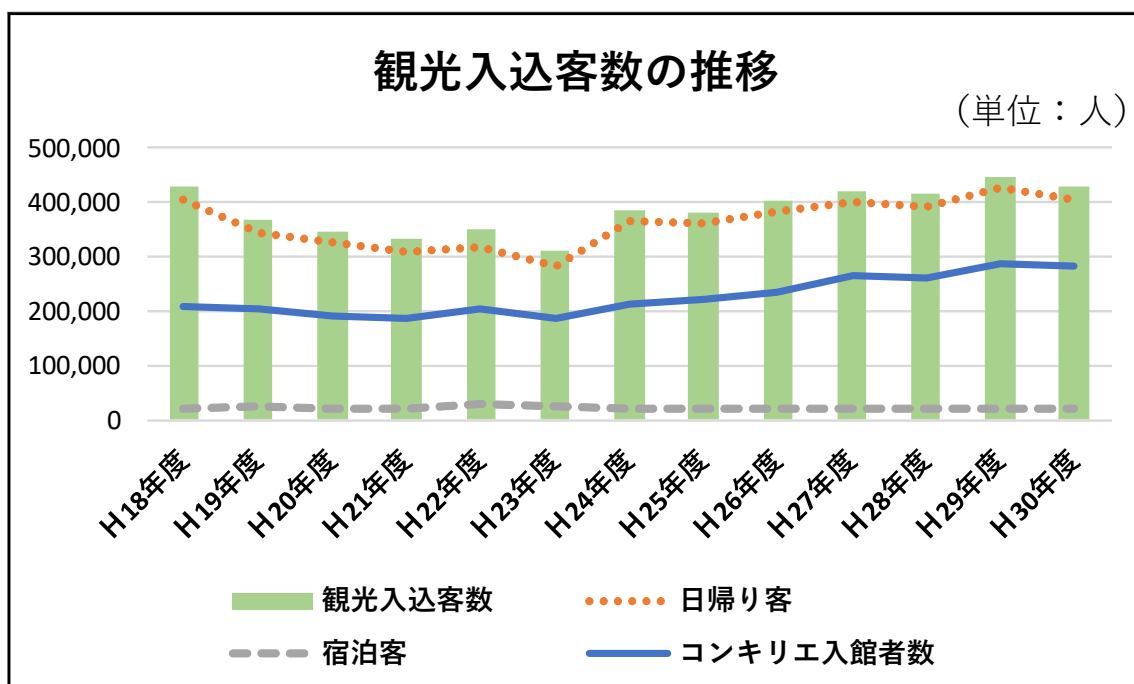


	従業者数	事業所数	調査方法
S 50	6,228 人	849 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 53	6,240 人	845 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 56	5,761 人	822 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
S 61	5,749 人	857 件	民営の事業所・国、地方公共団体及び公営企業体の経営する事業所
H 3	6,005 人	797 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 8	5,622 人	779 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 11	4,350 人	653 件	民営の事業所
H 13	5,629 人	742 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 16	3,941 人	594 件	民営の事業所
H 18	4,813 人	677 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 21	4,539 人	661 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 24	3,548 人	549 件	民営の事業所
H 26	4,311 人	606 件	民営の事業所・国及び地方公共団体の事業所
H 28	3,360 人	529 件	民営の事業所

※ S 50～H 18は『事業所・企業統計調査』、H 21～H 28は『経済センサス基礎調査』 各年10月1日現在

4 観光の現状

- ◆厚岸町を訪れる観光客は、平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震の影響による減を除き、道東自動車道及び釧路外環状道路延伸の影響もあり、増加傾向にある。平成26年度からは毎年40万人を超える観光客が訪れている。
- ◆厚岸町の豊かな食や自然等を生かした観光資源を目当てに観光客は増加傾向にあるが、その多くは日帰り客であり、平成30年度では全体の入込客に対し、宿泊客割合が5.5%となっていることから、宿泊施設の充実や長時間の滞在が見込める観光メニュー創出等が課題となっている。



	観光入込客数	日帰り客	宿泊客	宿泊客割合	コンキリエ入館者数
H18年度	429,300 人	406,500 人	22,800 人	5.3%	207,417 人
H19年度	369,200 人	343,500 人	25,700 人	7.0%	205,596 人
H20年度	348,300 人	325,300 人	23,000 人	6.6%	192,388 人
H21年度	332,400 人	309,000 人	23,400 人	7.0%	186,841 人
H22年度	351,000 人	320,100 人	30,900 人	8.8%	203,181 人
H23年度	312,200 人	285,700 人	26,500 人	8.5%	186,048 人
H24年度	386,700 人	367,200 人	19,500 人	5.0%	213,198 人
H25年度	382,000 人	361,500 人	20,500 人	5.4%	224,234 人
H26年度	405,200 人	383,900 人	21,300 人	5.3%	236,984 人
H27年度	422,000 人	401,200 人	20,800 人	4.9%	264,803 人
H28年度	414,600 人	391,200 人	23,400 人	5.6%	260,366 人
H29年度	449,100 人	428,500 人	20,600 人	4.6%	286,350 人
H30年度	430,200 人	406,700 人	23,500 人	5.5%	284,367 人

※『観光入込客数調査』資料

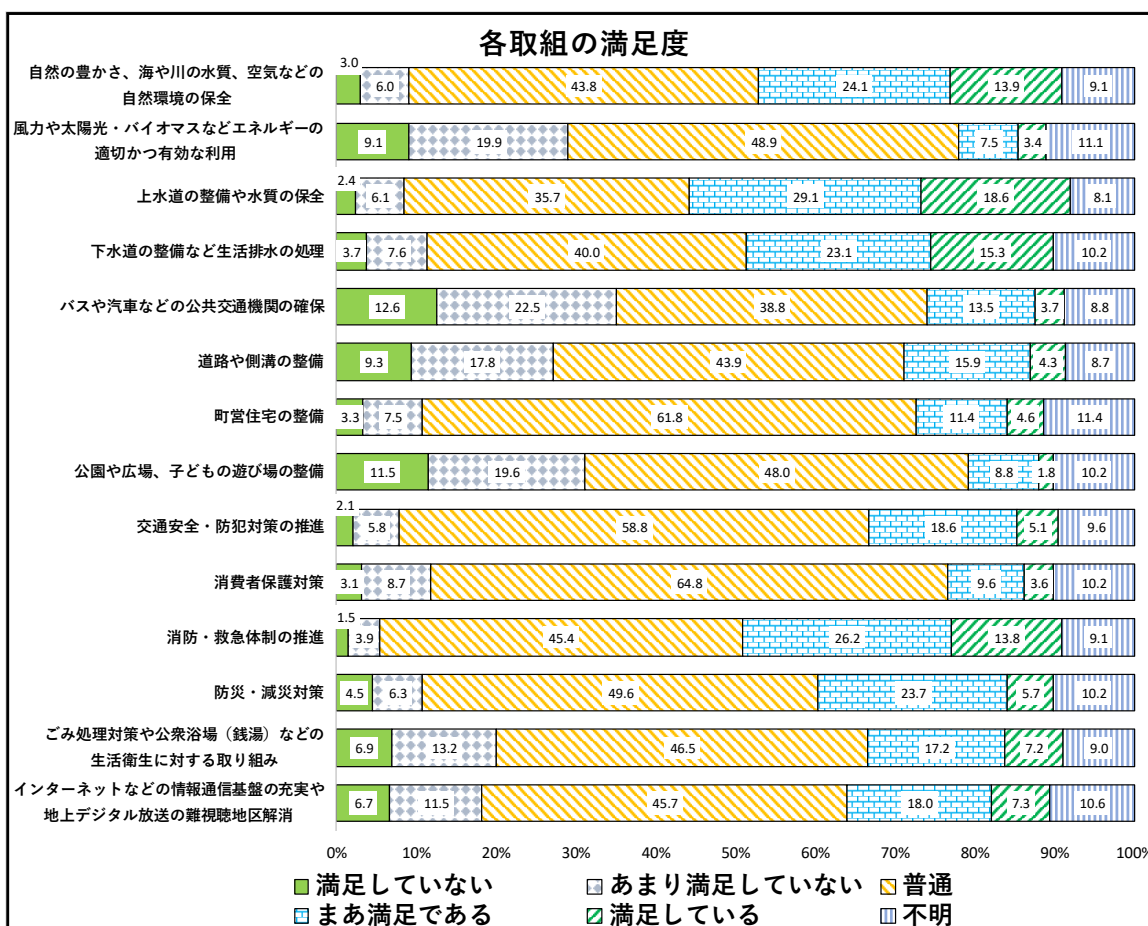
5 過去の調査から読み取れる町民のニーズ

(1) 町民満足度調査(平成30年10月実施)

■対象：住所・年齢階層・男女別により無作為に抽出した15才以上の男女2,000人(667人から回収)

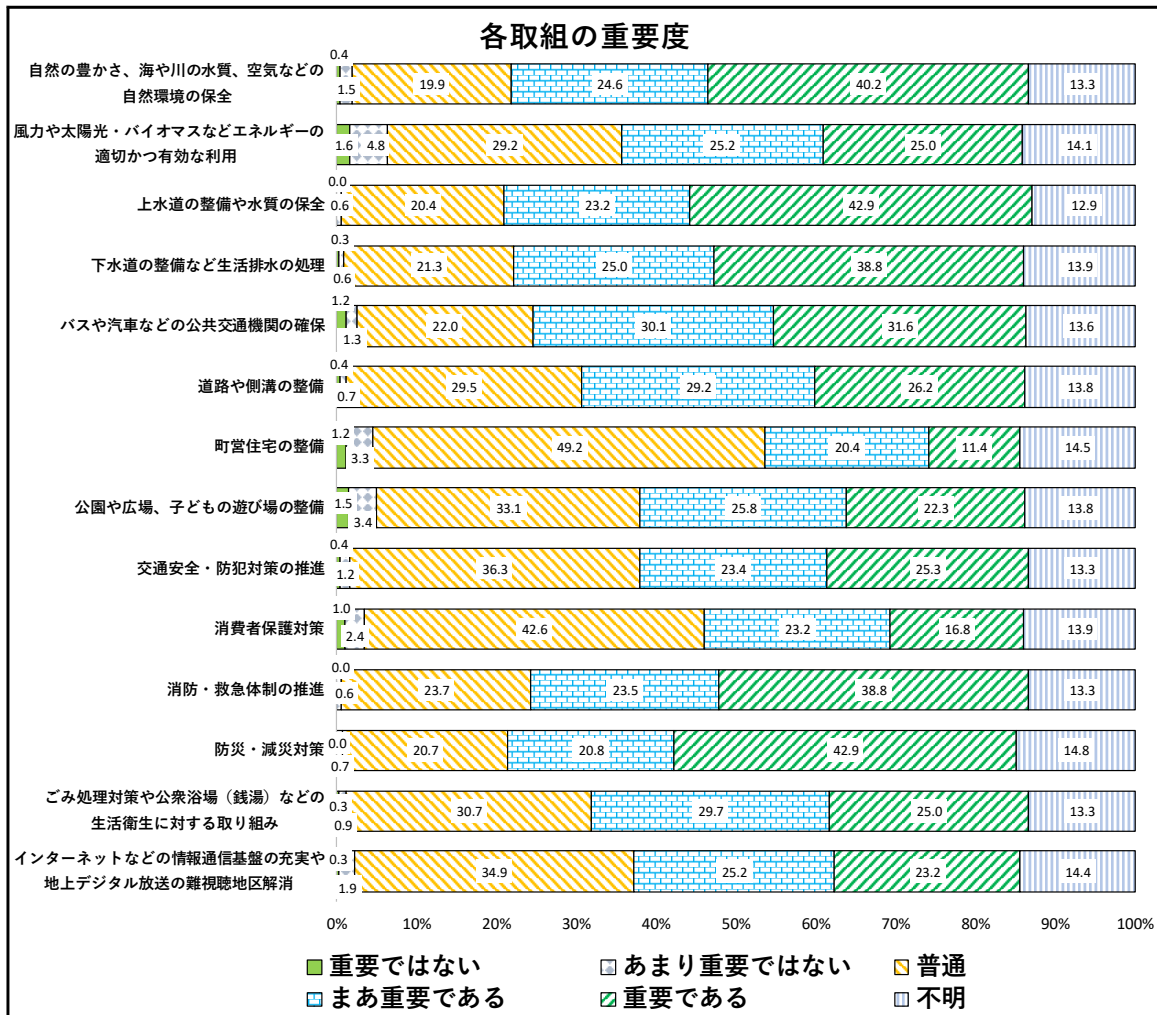
◆厚岸町の各施策に対する満足度と重要度に対する「現在の満足度」では、「満足している」と「やや満足している」を合わせると、「上水道の整備や水質保全」が47.7%と最も高く、次いで「消防・救急体制の推進」が40%、「下水道の整備など生活排水の処理」38.4%の順になっている。

「不満である」と「やや不満である」を合わせると、「バスや汽車などの公共交通機関の確保」が35.1%と最も多く、「公園や広場、子どもの遊び場の整備」31.1%、「風力や太陽光・バイオマスなどエネルギーの適切かつ有効な利用」29%となっている。



◆今後の重要度では、「重要である」と「まあ重要である」を合わせると、「上水道の整備や水質保全」が66.1%と最も高く、次いで「自然の豊かさ、海や川の水質、空気などの自然環境の保全」64.8%、「下水道の整備など生活排水の処理」63.8%となっている。

「重要ではない」と「あまり重要ではない」を合わせると、「風力や太陽光・バイオマスなどエネルギーの適切かつ有効な利用」の6.4%が最も高くなっている。

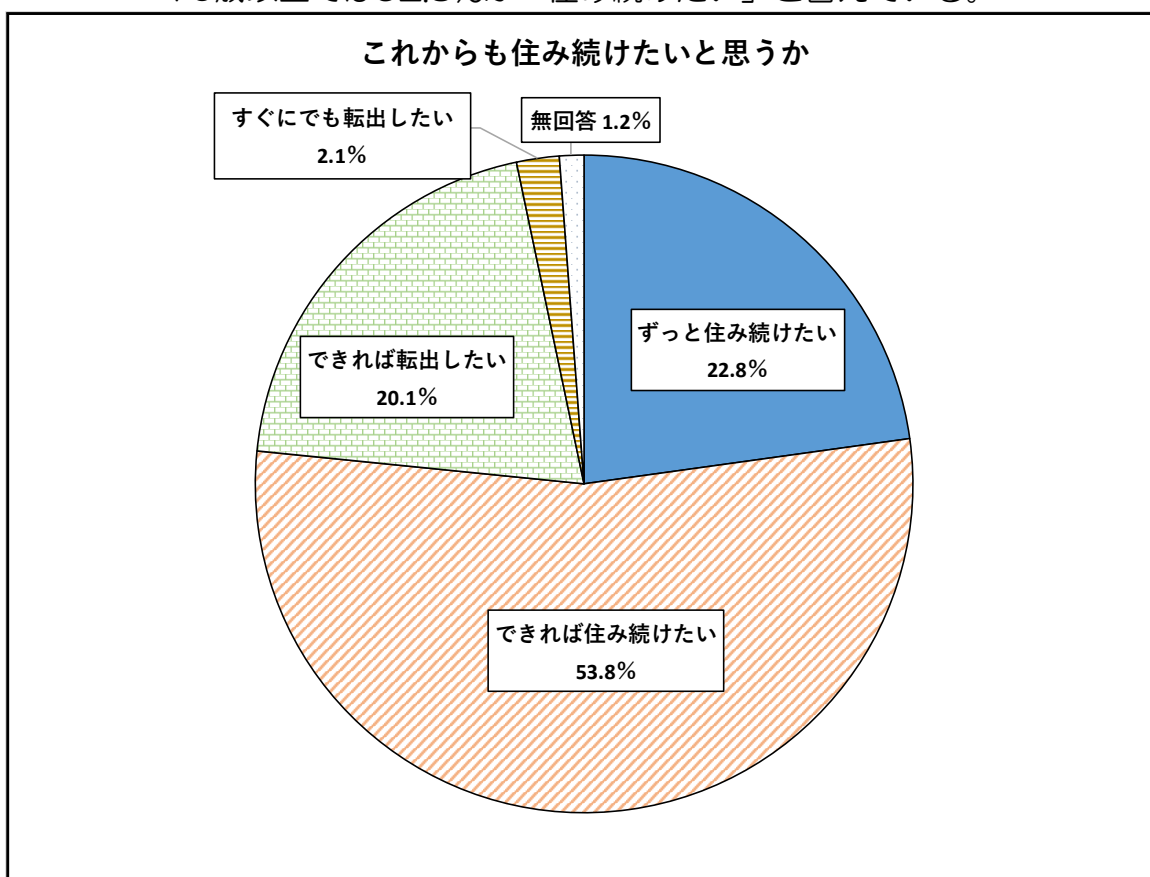


◆今後の居留意向で「これからも厚岸町に住み続けたいと思いますか」の問いに対し、「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」と思う人が76.6%と高い割合になっている。

年齢別でみると、10代の「転出したい」割合が39.1%と高くなっている。

また、20代は「すぐにでも転出したい」割合が最も高く10.5%となっている。

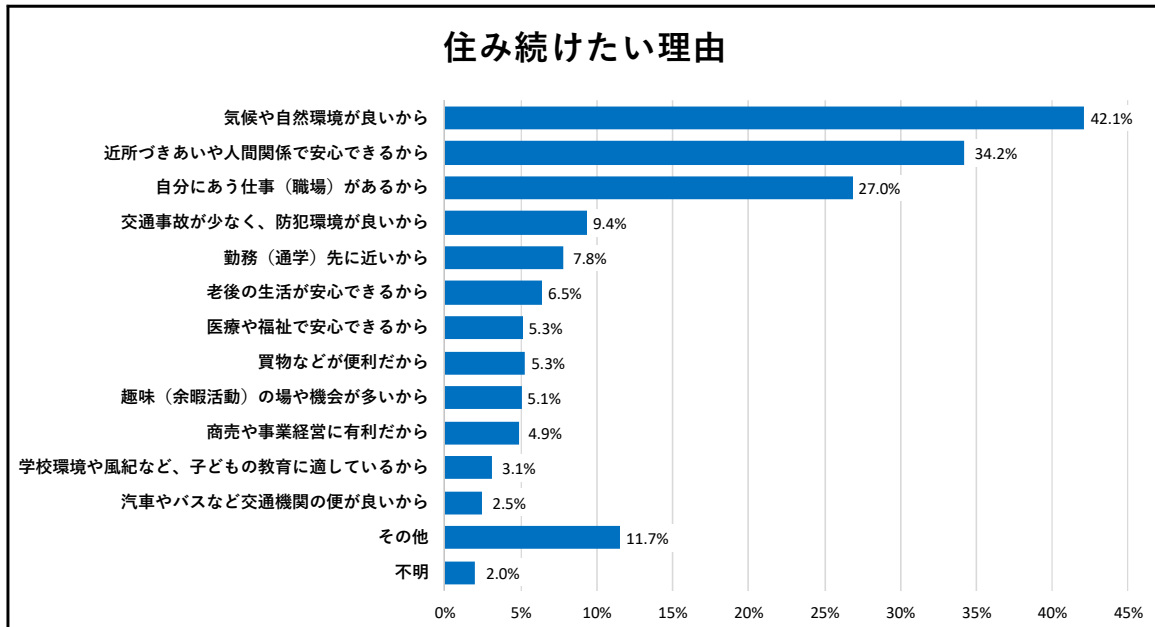
年齢が高くなるにつれて「住み続けたい」と思う人の割合が高くなり、70歳以上では92.3%が「住み続けたい」と答えている。



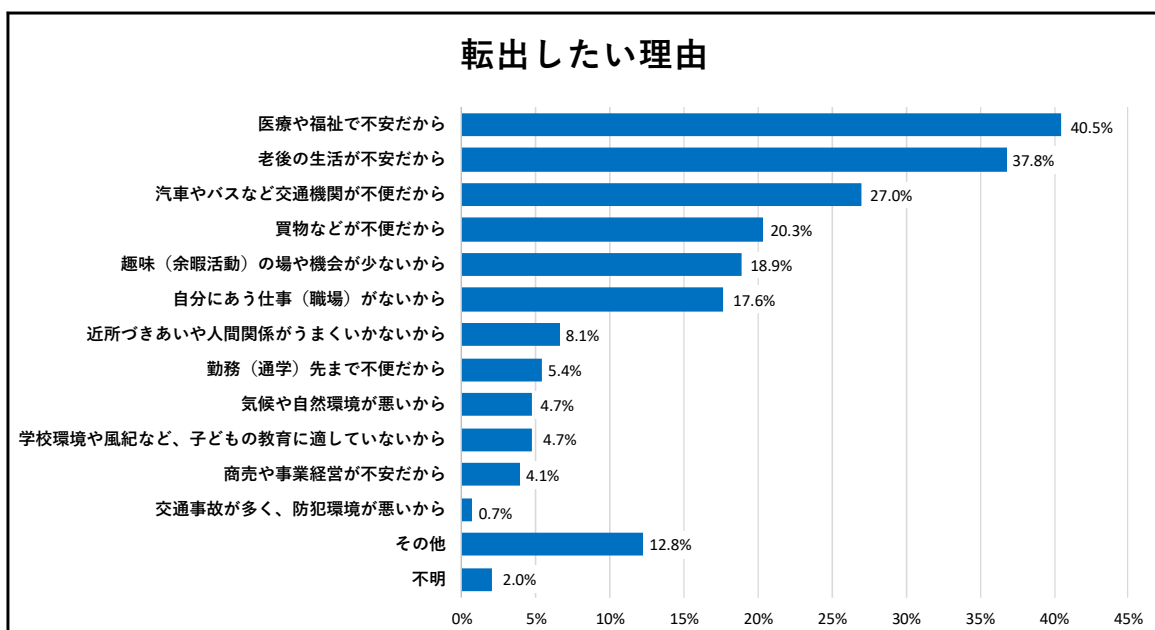
		合計	ずっと住み続けたい	できれば住み続けたい	できれば転出したい	すぐにでも転出したい	無回答
全体		667 人	22.8 %	53.8 %	20.1 %	2.1 %	1.2 %
性別	男性	304 人	26.3 %	55.9 %	14.8 %	2.3 %	0.7 %
	女性	360 人	20.0 %	52.2 %	24.4 %	1.9 %	1.4 %
年齢	10代	23 人	17.4 %	39.1 %	34.8 %	4.3 %	4.3 %
	20代	57 人	15.8 %	54.4 %	19.3 %	10.5 %	0.0 %
	30代	68 人	13.2 %	50.0 %	33.8 %	2.9 %	0.0 %
	40代	97 人	14.4 %	60.8 %	23.7 %	0.0 %	1.0 %
	50代	132 人	12.1 %	57.6 %	25.8 %	3.0 %	1.5 %
	60代	131 人	27.5 %	51.9 %	18.3 %	0.8 %	1.5 %
	70代以上	156 人	41.0 %	51.3 %	7.1 %	0.0 %	0.6 %

◆住み続けたい理由としては、「気候や自然環境が良いから」という回答が42.1%と最も多く、次いで「近所づきあいや人間関係で安心できるから」が34.2%、「自分にあう仕事・職場があるから」が27%となっている。

その他の理由では、「生まれ育った町だから」という回答が多かった。



◆転出したい理由としては、「医療や福祉で不安だから」という回答が40.5%と最も多く、次いで「老後の生活が不安だから」が37.8%、「自動車やバスの交通機関が不便だから」が27%、「買物などが不便だから」が20.3%となっている。



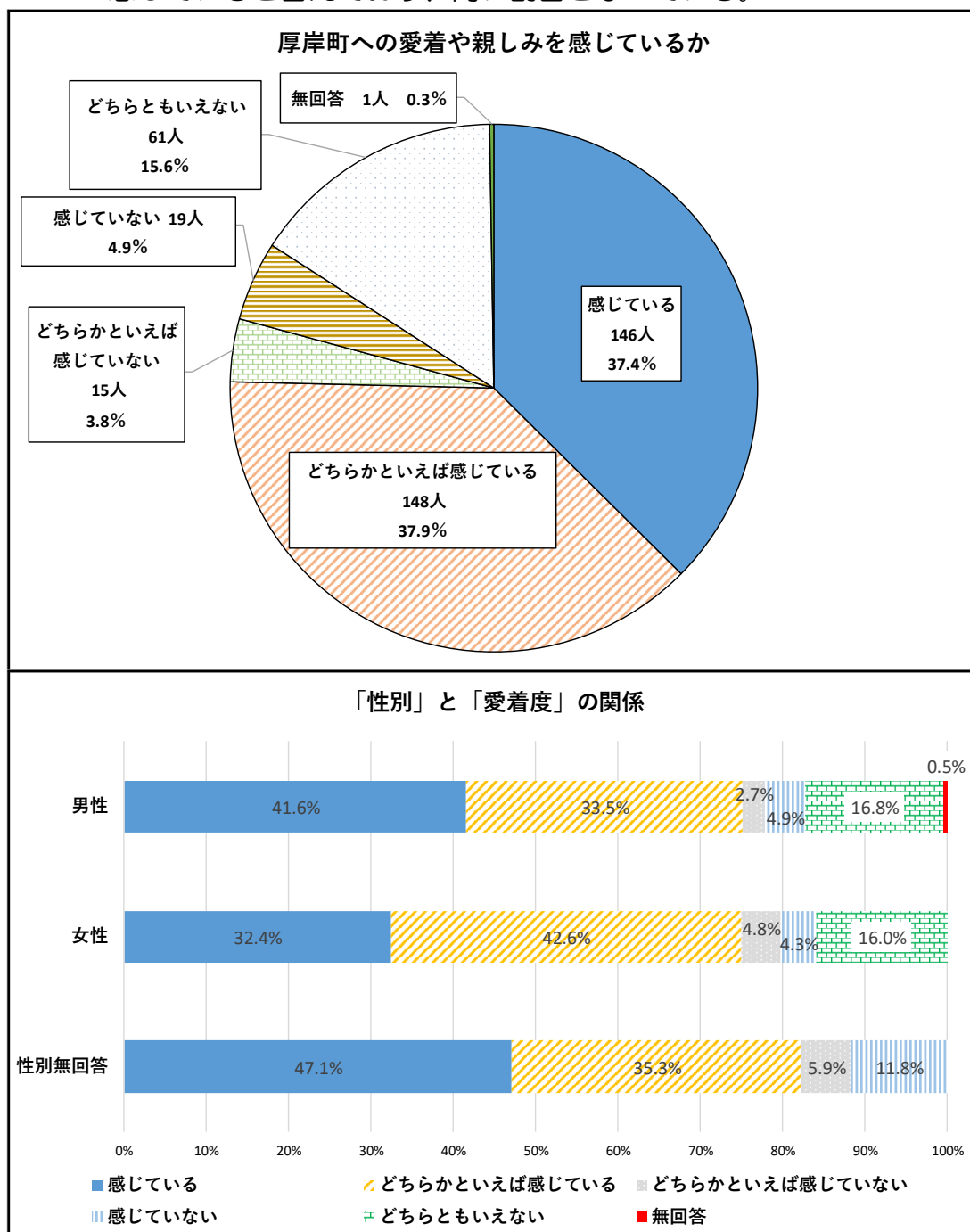
(2) 小中学生アンケート調査

(小学生：平成30年11月実施、中学生：平成30年10月実施)

■対象：町内の小学校5・6年生の児童と中学校の全生徒、男女411人
(390人から回収)

◆厚岸町への愛着や親しみについて、「どちらかといえば感じている」と回答した人が37.9%と最も多く、「感じている」と合わせると75.3%と高い割合を占めている。

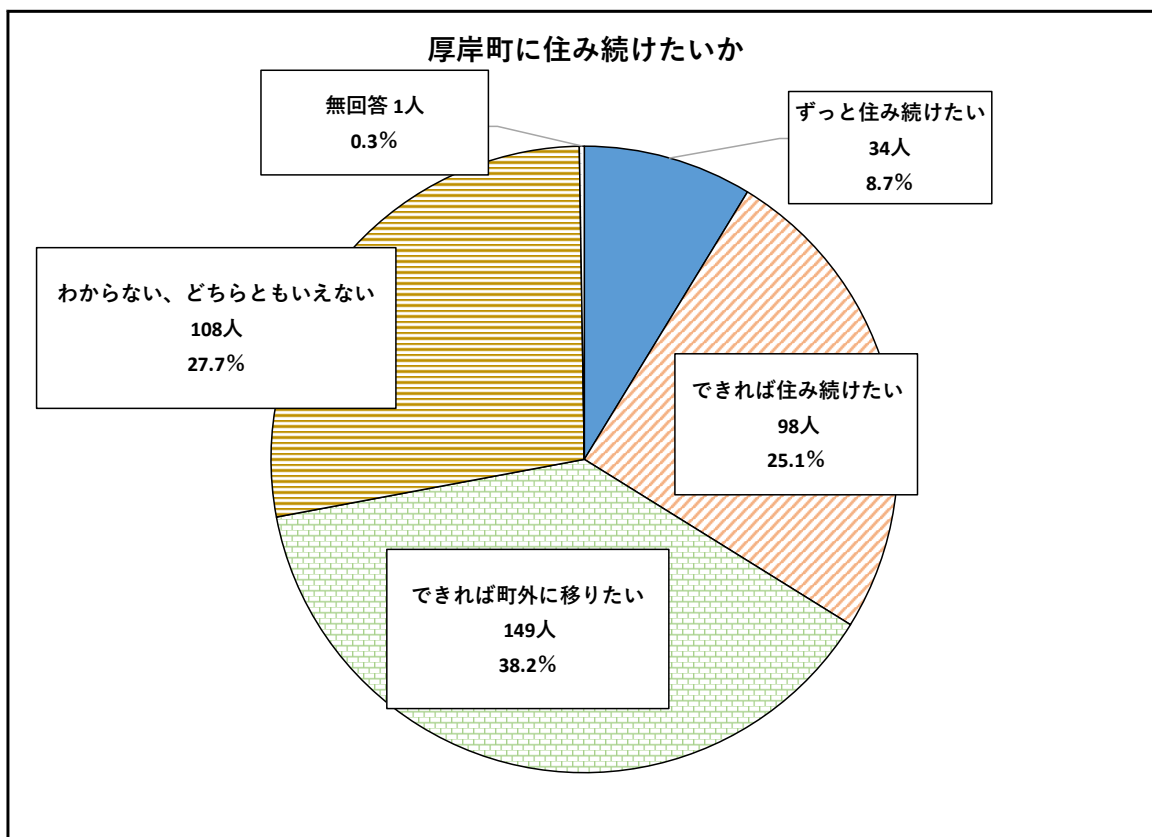
また、性別で比較すると男女共に約75%の回答者が愛着や親しみを
感じていると答えており、高い割合となっている。



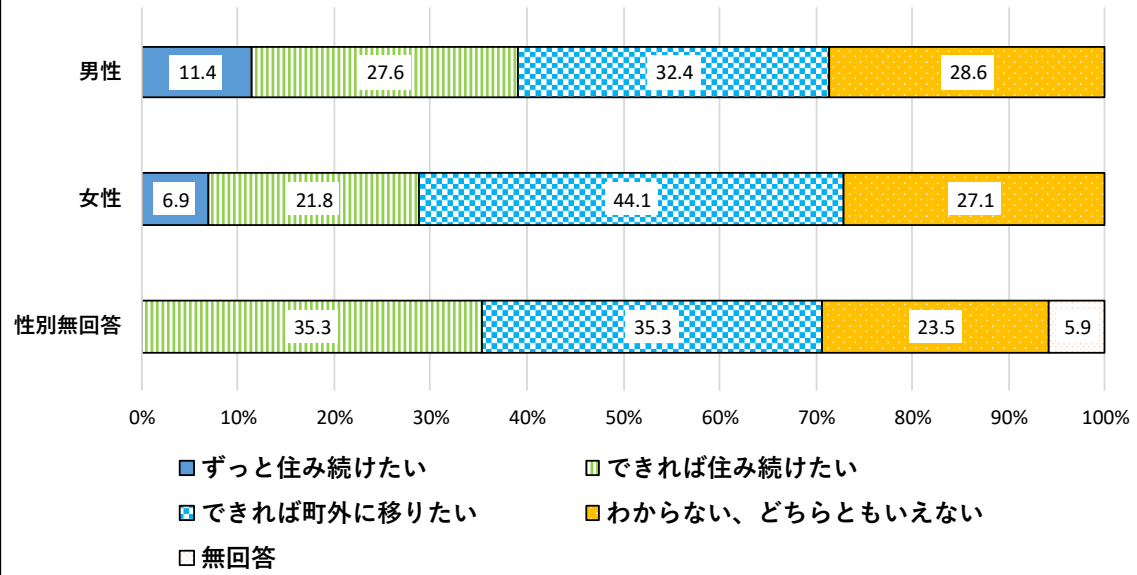
◆これからも厚岸町に住み続けたいと思いますかの問いに対し、「ずっと住み続けたい」と「できれば住み続けたい」と思う人を合わせた割合は33.8%となっており、町民満足度調査と比較し低い割合となっている。

また、「性別」と「今後の居留意向」の関係では、「できれば町外に移りたい」と回答した人の割合が、男性の32.4%に比べ女性は44.1%と高い割合となっている。

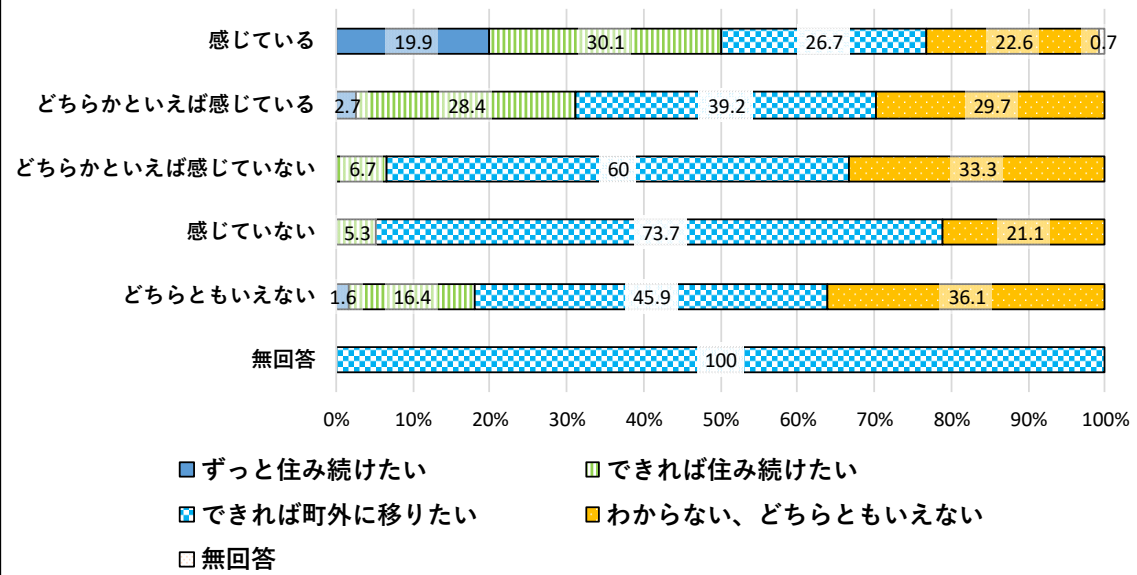
また、「愛着度」と「今後の居留意向」の関係では、愛着が薄れるにつれて「できれば町外に移りたい」と思う人の割合が高くなっているが、愛着を「感じている」人の中にも、「できれば町外に移りたい」と思う人の割合が約27%となっている。



「性別」と「今後の居留意向」



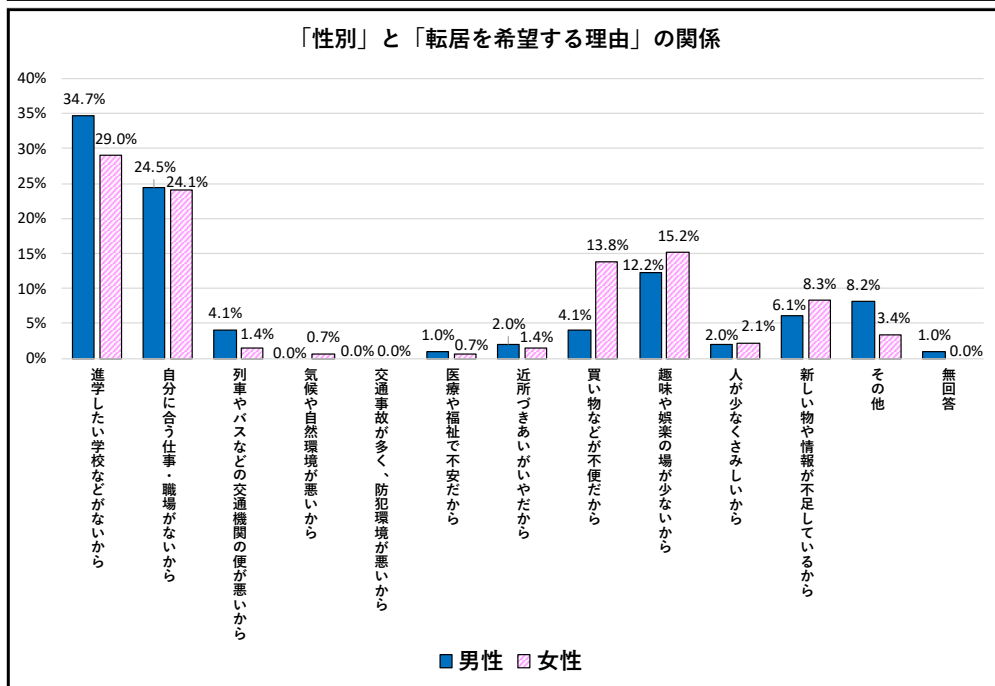
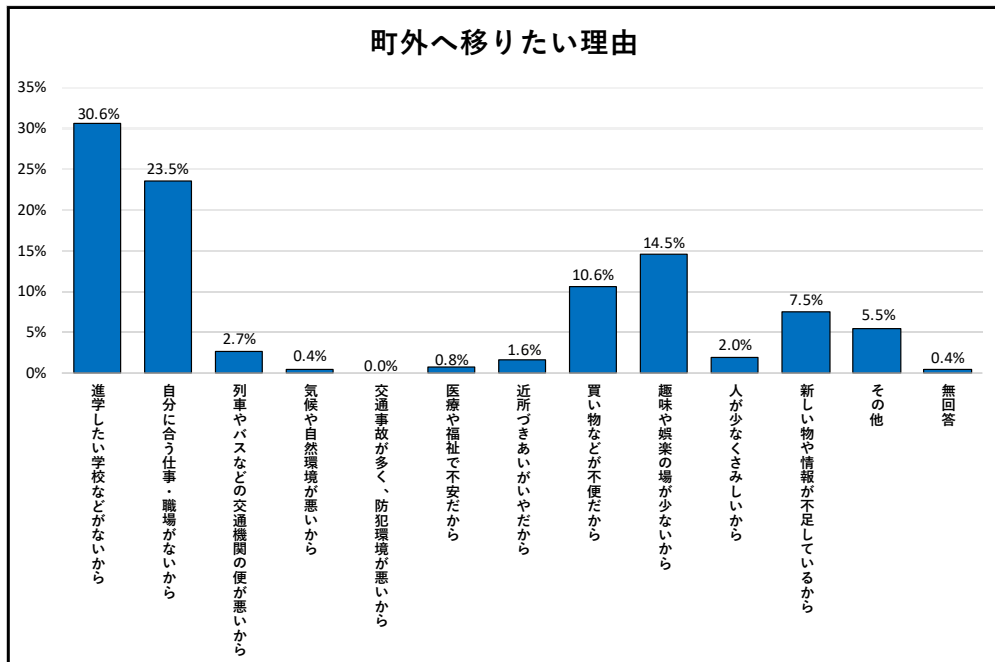
「愛着度」と「今後の居留意向」



◆できれば町外に移りたい主な理由としては、「進学したい学校がないから」という回答が30.6%と最も多く、次いで「自分に合う仕事(職場)がないから」が23.5%で、約5割の人が、今の厚岸町に進学や就職したい場所が無いと感じていることがうかがえる。

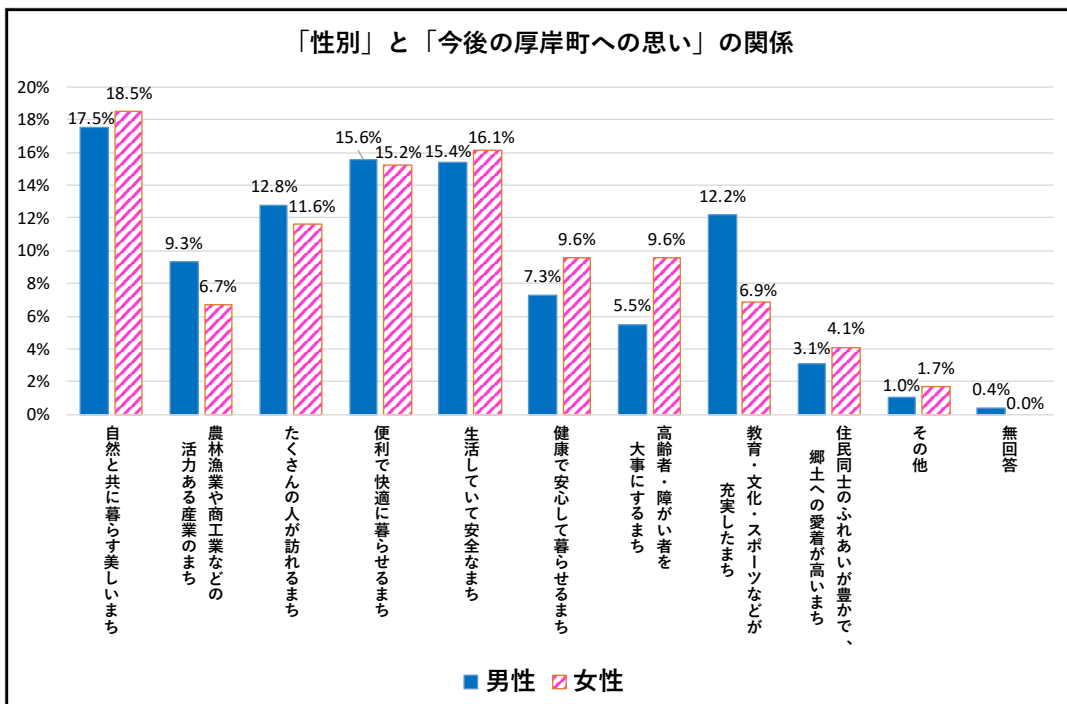
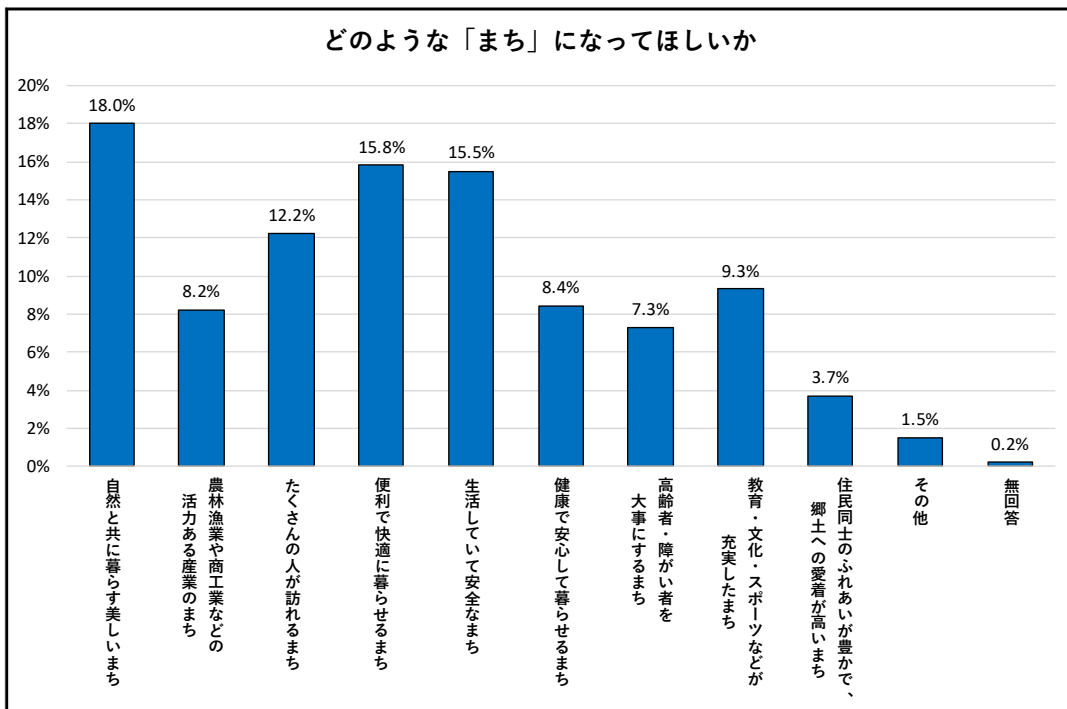
以下、「趣味や娯楽の場が少ないから」14.5%、「買い物などが不便だから」10.6%、「新しい物や情報が不足しているから」7.5%となっている。

また、性別で比較しても、男性が34.7%、女性が29%と男女ともに「進学したい学校がないから」が最も多い理由となっている。



◆今後、厚岸町にどのような町になってほしいかの問いに対し、「自然と共に暮らす美しいまち」と回答した人が18%と最も多く、次いで「便利で快適に暮らせるまち」が15.8%、「生活していて安全なまち」が15.5%、「たくさんの人が訪れるまち」が12.2%となっており、全体の6割を占めている。ほかの回答内容については、10%を下回っている。

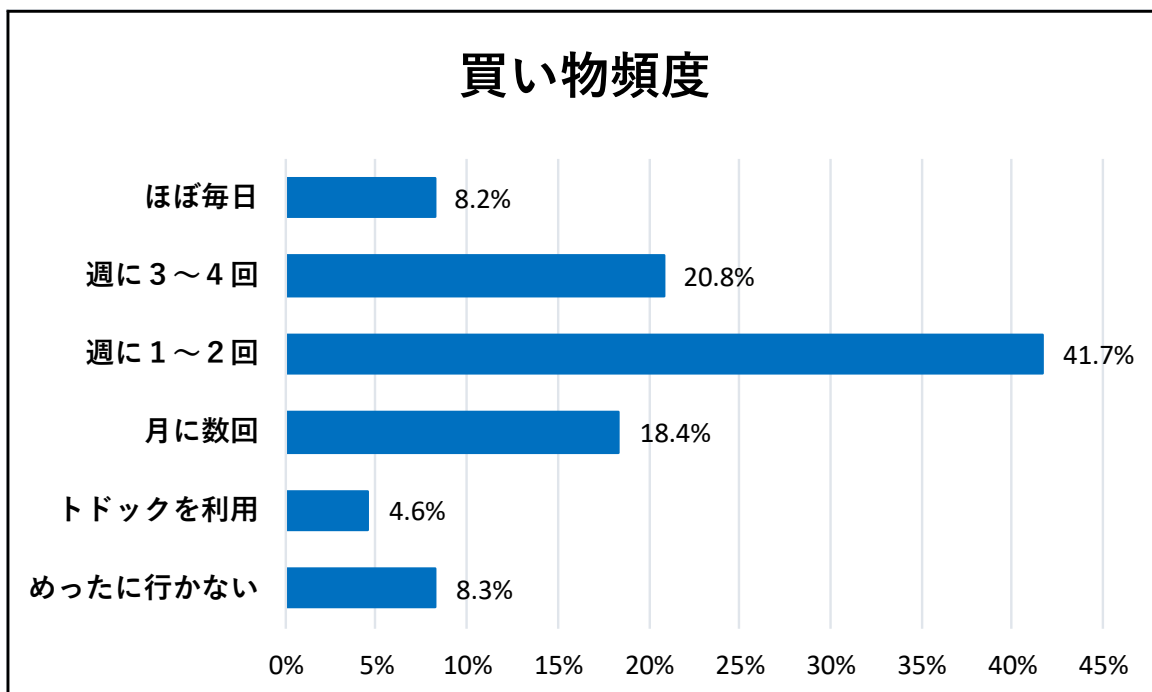
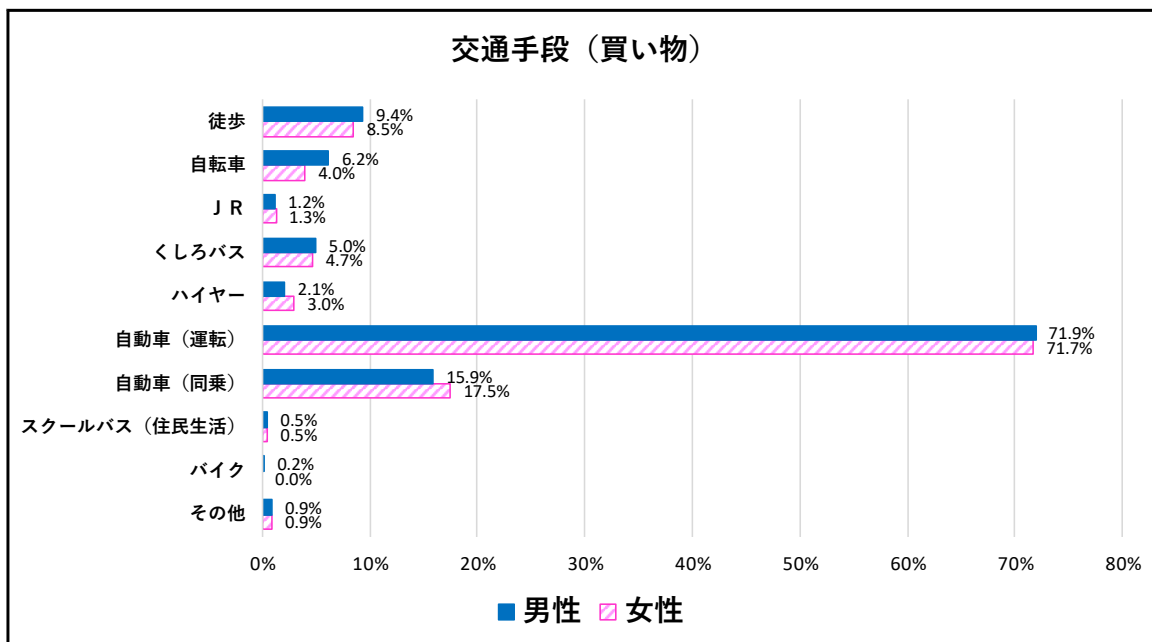
厚岸町の基幹産業である漁業と農業に係る「農林漁業や商工業などの活力ある産業のまち」と回答した人は8.2%と低い割合になっている。



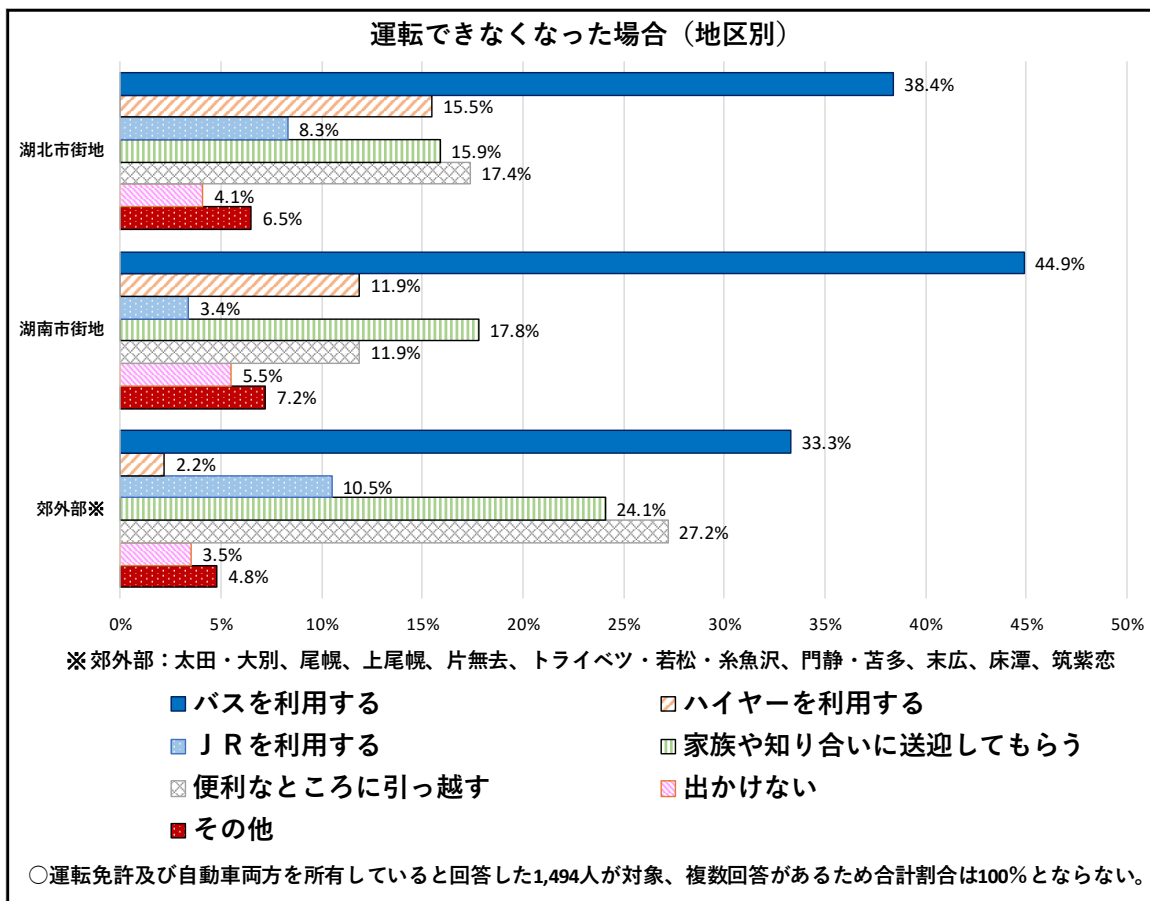
○ 厚岸町の公共交通に関するアンケート調査（平成29年6月実施）

■ 対象：厚岸町全住民（8,387人）（1,575人から回収）

◆ 買い物に係る移動手段について、7割以上が自動車の運転での移動に依存している状況。頻度としては、週に1～2回が最も多く、41.7%となっている。



- ◆自動車運転できなくなった場合、市街地、郊外部ともにバスを利用するという割合が大きく、郊外部においては、「家族や知り合いに送迎してもらう」「便利なところに引っ越す」という割合も大きい。



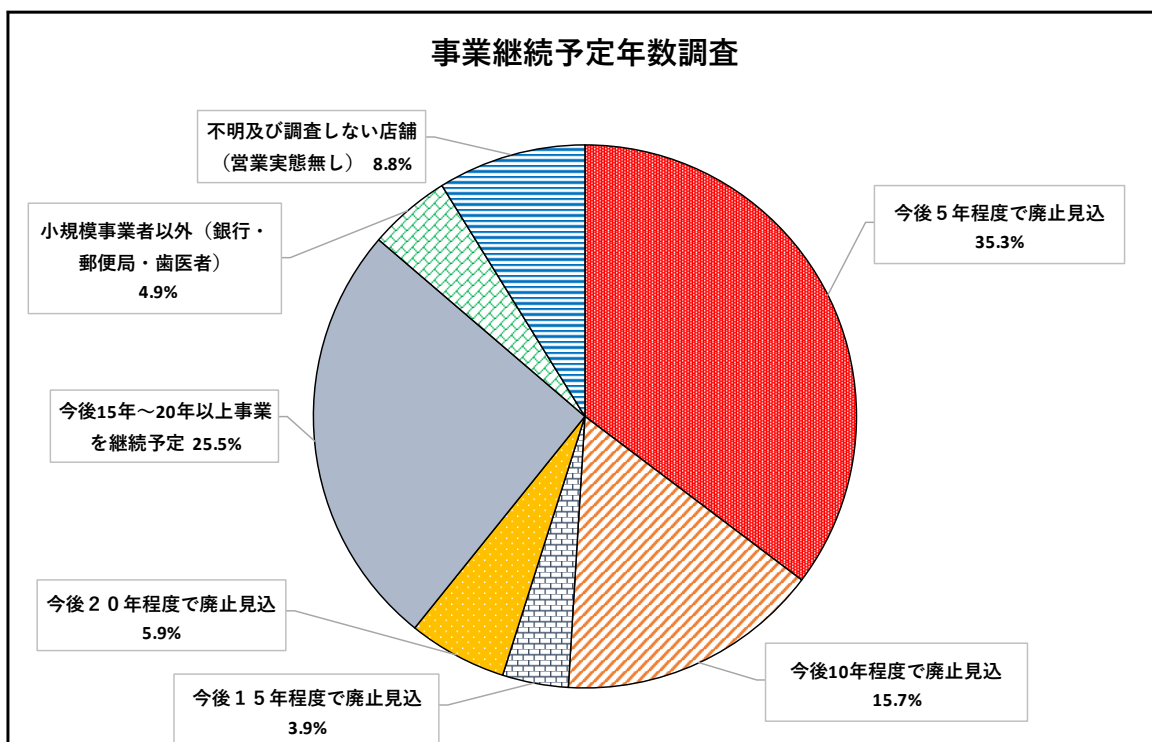
- ◆町内運行のバスは、19時台が最終運行便となっており、町内ハイヤー会社の営業時間は20時までとなっていることから、20時以降の交通手段は自動車運転以外がない状況にある。買い物や駅からの帰宅交通を考えると不便な現状がある。

○ 事業継続予定年数調査(平成31年度商工会実施)

■対象：湖北地区商店街50件、湖南地区商店街52件、合計102件
(巡回訪問時の聞き取り調査)

◆今後10年以内に約半数の事業所が廃止見込。

後継者がいるとした事業所数については11事業所にとどまっている。
近い将来での廃業の危機感を感じている事業者が多く、早急な改善
に向けた対応が求められる。



○ まちづくりワークショップ（全4回）（平成30年9月～12月実施）

■対象：厚岸町民

（第1回：37人、第2回：30人、第3回：19人、第4回：28人）

【産業】

- ◆漁業・酪農等第1次産業で担い手や後継者が不足している。町内では第1次産業に付随した運送業や加工業が営まれているため、産業全体の振興には、担い手や後継者確保が課題。
- ◆観光と関連して、観光客が第1次産業を体験できる体験型観光の商品化が必要か。カキ、ウイスキー等、既に知名度の高い特産品を活かすとともに新たな魅力の創造、PRが求められる。

【観光と商業】

- ◆さらなる誘客及び長時間滞在を実現するため、商業施設や宿泊施設、大きな公園の整備、タクシーの夜間運行等が必要。観光客が町に好感を持てるようゴミ清掃等環境美化の推進が課題。
- ◆誘客に向け、多くの町民から協力を得て、町外から思わず訪れてみたくなるイベント等の開催やSNS等を通じたPRを積極的に行うことが必要。

【雇用と移住・定住】

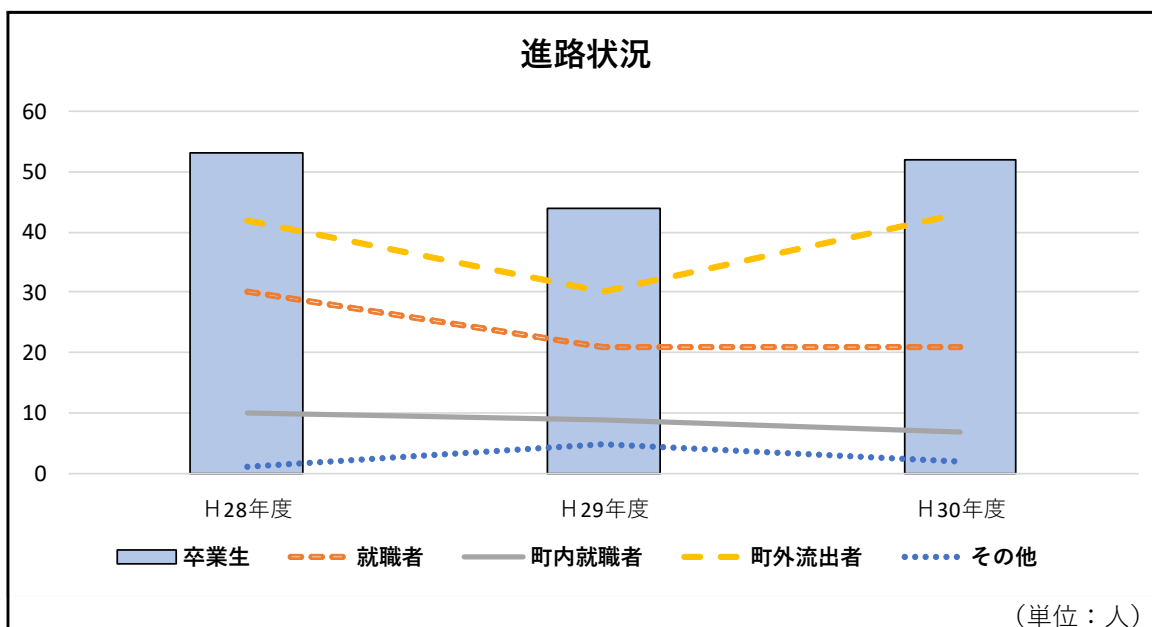
- ◆就労場所が少なく、職種が限られている。給与や待遇が悪い。子どもが地元に残り続けられるよう、Uターン、Iターンを受け入れる環境作りとして、起業促進、企業誘致の推進、雇用環境の改善が必要。
- ◆移住・定住推進に向け、子育て世代に魅力的な町であることが重要。現状、子どもを預けられる施設が少なく、子育て世代が働くには難しい環境にある。

【快適に移動できる生活環境の整備】

- ◆買い物・通院、レジャー、観光等日常の中で、交通手段は欠かすことはできないが、現状として、夜間ハイヤーの不足、不十分な歩道整備、JRとバスの接続問題など課題がある。具体的な取組の提案として週末に絞ったデマンドバスの夜間運行がある。行政・地域団体・町民の参画・協働による地域交通の課題解決に向けた方法の検討が必要。

6 厚岸翔洋高等学校卒業生の進路状況

- ◆平成28年度は、卒業生53人中、31人が就職を希望し、30人が就職できたが、うち町内での就職者は10人、進学も含めて町外への流出は42人、割合にして79.2%を占める。
- ◆平成29年度は、卒業生44人中、26人が就職を希望し、21人が就職できたが、うち町内での就職者は9人、進学も含めて町外への流出は30人、割合にして68.2%を占める。
- ◆平成30年度は、卒業生52人中、23人が就職を希望し、21人が就職できたが、うち町内での就職者は7人、進学も含めて町外への流出は43人、割合にして82.7%を占める。
- ◆過去3年間の町外流出者の割合は依然として高い水準にある。



	卒業生 (A) + (B) + (C)	就職者		町外流出者 (B)	その他 (C) (※家事手伝い、 家業を継ぐ等)
			うち町内就職者 (A)		
H28年度	53	30	10	42	1
H29年度	44	21	9	30	5
H30年度	52	21	7	43	2

※各年度3月31日現在

第2節 中小企業が抱える課題

1 商業

(1) 商店街の活性化

商店街は、人口減少による消費購買力の減退、大型店の進出に伴う価格競争の激化、釧路市・釧路町などの近隣商圈への消費の流出、通信販売の普及、経営者の高齢化・後継者不足といった問題を抱え、本町の商業を支えてきた商店街を取り巻く経営環境は厳しさを増し、商店街では空き店舗や空き地が目立ち、中心市街地の疲弊が顕著になってきている。一方、地域ではコミュニティの核となるような地域の交流の場が求められている。

こうしたニーズに対応して、地域のさまざまな課題をビジネスの手法を用いて解決するコミュニティビジネス^{*1}を積極的に展開するなどの取組により魅力ある商店街を創り上げ、活性化を図る必要がある。

(2) 商店の魅力づくり

商店は、各店の独自性を発揮し、配送・見守り・相談事など地域に必要とされる商店づくりなどの地域との繋がりを深めたサービスを行い、その商店街の独自色を出しアピールを行う必要がある。

このため、各店及び商店街が、町や商工会などと連携しながら意識改革や商品開発を行い、特色ある商店づくりや魅力ある商店街を形成することが重要となっている。

2 工業

(1) 製造業

製造業において水産加工業がその中核をなしているが、輸入品との価格競争や鮮魚など原材料の減少、燃油価格の変動、電気料金の値上げ、さらには長引く経済の低迷などによって経営は厳しい状況にある。

このため、経営環境の変化への対応や情報の共有、異業種間交流による高付加価値製品の開発や環境整備などに取り組むことが必要である。

また、水産加工業では、求人はあるが求職者の少ない状況が続き人手不

*1 コミュニティビジネス：地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されている。

足になっていることや、企業が求める人材と求職者が求める条件が合わないというミスマッチが原因と思われる若年層の早期離職の増加もあり、雇用に関わるさまざまな課題に直面している。

(2) 建設業

長期化した景気低迷の影響を受けた建設業者は、地域経済の好循環の実現が十分に進展していない状況が続き、経営体力が低下していることで、後継者の人材育成に向けた取組や若年層を積極的に雇用することができなくなっている。

人材不足は、品質管理や安全対策に悪影響を及ぼすばかりでなく、受注機会の喪失に繋がる恐れがあることから、技術、技能の伝承・向上のための支援を図ることも必要である。

また、労務費や原材料費の価格上昇などにより利益が減少しており、事業所の経営革新や新分野への進出に対する支援が必要である。

3 観光

観光客の入込数は、北海道胆振東部地震発生に伴うブラックアウトの影響で、平成30年度の入込は減となったものの、道東自動車道延伸及び釧路外環状道路釧路別保インターチェンジ開通による、道央圏などからの利便性向上、釧路港へのクルーズ客船^{*1}寄港、釧路空港への格安航空会社就航などにより、増加傾向にある。

また、新たな観光資源である「厚岸ウイスキー」の販売などにより、今後も観光客の増加が期待される。

厚岸町への観光目的は、「食の観光」を中心として、自然を生かした「体験観光」、景勝地を巡る「見る観光」となっており、個人や少人数のグループが主な客層となっており、旅行情報の入手も多岐にわたっていること、アジアを中心に外国人観光客も増加傾向にあることから、多様化した観光客のニーズに対応することが求められる。

観光客は増加傾向にあるが、依然として、通過型の観光がメインとなっていることから、宿泊施設の充実や長期間滞在が望める観光メニュー創出等施策を行い、滞在型の観光も強化していく必要がある。

*1 クルーズ客船 船旅を提供するための旅客船。宿泊設備、レストラン、バー、フィットネスクラブやプールなどの設備を備え、医師・看護師も乗船しており、長期間の船旅を楽しむことができる。

施策を展開していくうえでは、推進母体となるべき観光協会の組織強化や関連団体との連携強化が重要となっている。

4 事業経営支援

事業者が厳しい経営環境を乗り越えるため、自らの努力による経営基盤の確立や経営革新、新分野への進出、あるいは事業承継などを行うことに際し、必要な資金調達、事業計画策定及び実施支援が円滑に受けられるよう支援の充実が求められている。

このため、地域の金融機関との連携により、町の制度融資のほか、国・道・民間の各種融資制度などを利活用し、さまざまな資金需要に適切に対応することが必要となっている。

5 後継者対策の支援

事業所の多くは、経営者の高齢化や後継者不在などにより、将来的な展望を描けず、経営の低迷や廃業に直結する可能性が大きい現状にある。事業所が活力を失うことは、地域経済が力を失い衰退することに繋がる。

また、事業所の代表者が高齢であるほど、事業承継に係る時間的猶予は短くなり、後継者対策は極めて重要である。

このため、親族内事業承継のほか親族外事業承継など、後継者のいない事業者や既に廃業してしまった元事業者が、自身の担っていた仕事をまちに残すために自分の店舗を貸し出し、若い経営者の創業を支援することや希望者に対して指導を行うといった取組の工夫により、事業承継を行っていくことが重要となっている。

6 起業・創業の支援

地域経済の衰退に歯止めをかけるためには、起業・創業を促進する必要がある。起業・創業希望者、特に若年層にとっては、起業・創業に係る経済的・技術的負担が大きいことから、資金調達や創業計画の策定・フォローアップ等、起業・創業の取組に対する支援や相談体制を整備する必要があるほか、新たな支援制度について検討する必要がある。

7 人材の確保と育成

少子高齢化の進行や新規学卒者の町外への流出は、労働力不足や消費購買力の減退、人口の減少などに拍車をかける恐れがあり、町の経済はますます疲弊することが懸念される。

このため、雇用動向の把握と職業紹介・情報の提供の充実に努め、若年者のみならず働く意欲ある女性や高齢者、障がい者等の個性や特性、能力を生かす雇用や能力開発を促進する必要がある。

8 関係者の連携の強化

中小企業の各分野に共通して必要とされる「人材確保・後継者育成」や「研究・開発」などの取組は、個々の業種・分野でのみ行われるのではなく、異業種と連携し、それぞれの専門技術や知識を生かして行われることが効果的である。

また、先行きが不安定なことなどから、施設や設備機器の更新に踏み切れない事業者もあり、既存の設備機器では新たな受注に対応できないことや、設備投資や経営改善が停滞している状況が見られる。

このため、商工会をはじめとした中小企業支援機関や各種研究機関、金融機関などとの連携を強化し、こうした中小企業の動きが活発化するよう、積極的な支援が必要である。

第3章 厚岸町中小企業振興計画の位置付けと期間

第1節 本計画の位置付け

本計画は、第6期厚岸町総合計画を上位計画とし、厚岸町中小企業振興基本条例第4条第1項の規定に基づく中小企業振興施策を推進するための基本的な考え方を示し、限られた財源を厚岸町民の将来に結びつける視点に立って、必要性・緊急性・優先性の高い施策に振り向けるという観点のもと、中小企業振興施策を着実に進めるための指針としての性格を持つものである。

このため、国や北海道、町内で事業を営む者、町民など、さまざまな主体となる皆さんの本計画への理解と協力をいただき、事業や産業活動、日常生活において積極的な配慮を期待するものである。

第2節 計画期間

本計画は、厚岸町の現状や中小企業が抱える課題などを踏まえ、5年程度以内に取り組むべき喫緊の施策展開についてまとめたものであり、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とし、第6期厚岸町総合計画との整合性を図るものとする。

なお、本計画に基づく中小企業振興施策の進捗状況や成果等の評価・検証とともに、変化する中小企業の課題を的確に捉えるための分析調査などを継続的に行いながら、経済的社会的環境の変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

第4章 中小企業振興施策の展開

近年、社会経済を取り巻く環境変化のスピードは加速している。前期計画策定後にも、消費税率の引き上げ、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）やEPA（経済連携協定）の大筋合意、株価の上昇など、国策等の動向がニュースを賑わせ、経済界は一刻の猶予もない経営戦略の立て直しを迫られている。

厚岸町では、こうした外部環境変化の加速も視野に、本計画全体の実施期間を5年と設定し、地域経済が著しく衰退してから着手したのでは本計画自体の意味が喪失してしまう恐れもあることから、早期に着手すべき優先的事項を設定する必要がある。

このため、早急に着手すべき優先的事項を推進する「活動第1ステージ」と、第1ステージの行動開始を受けて推進・発展させる「活動第2ステージ」に分け、第1ステージ内で具体的な制度設計を行いながら支援体制や支援環境の整備を進め、まちの活動（個人・法人を問わず、まちの振興にかかわる活動）を活性化させる第2ステージへの発展を目指す段階的な実施を進めることとする。

第1節 中小企業振興施策の段階的实施

活動第1ステージは、町のリーダーシップで早期に行動を起こし、中小企業振興施策展開のための環境整備に向けた取組が始まったことを町民や事業者などに示すステージである。

なお、前期計画で着手できなかったものについては、優先的に着手するものとする。

具体的には、町内中小企業の振興に向けた新たな動きを町民や事業者に気づいてもらうきっかけを作るため、町自身の行動が必要不可欠である。そのため、町では「域内循環の拡大に向けた取組の推進」を掲げ、自らが発注権限を持つ公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に向けた仕組みを整え実践するとともに、事業者に対する町内中小企業の振興に貢献する取組の喚起や町民・事業者による地元商店の利用促進・販売促進に関する運動の取組を進めるものとする。

また、町では、商工会の協力を得て、既存商工業者の事業継続の意向を確認しながら、現状のまま推移した場合の5年後・10年後における町内商工業者の状況を見通す作業を進めるものとする。その結果から、厚岸町での暮らしや経済にとって、なくなっては困るが、このままでは将来的に失われてしまうことが想定

される業種^{*1}・業態^{*2}などを見極め、その業種・業態を町内に存続させるため必要な事業承継や創業などに係る支援策や手立ての検討を行い、優先的に対策を講じるものとする。

こうした各種の取組を展開することによって、町内で事業活動が活性化されると、個々の事業者によって取組内容は変わってくるものである。それぞれに必要な支援内容を整理しながら活用できる支援策をアドバイスしたり、用意された支援策ではうまく機能しないといった場合には速やかに支援内容の再検討を町へ要請・提言したりと、町内の事業活動に対応し続ける柔軟性のある専門機関を設置して取り組むことがより有効となる。

この専門機関を「アドバイス・コーディネート^{*3}機関」と位置付け、商工会・金融機関・協同組合などの経済団体が中心になって組成し、第1次産業から第3次産業までの業界動向の看視と法人・個人を問わない支援体制を整備する。

特に、事業者などの直面する課題や支援要望を直接くみ取り、提言することのできるアドバイス・コーディネート機関の役割は大きく、産業間の連携推進時に町のリーダーシップを支援したり、支援策の制度設計や新規メニューの検討に参加したりと、町の支援機能としての役割を担う。

また、人口減少などから町内の経済市場が縮小する中で、地域経済の活性化を図るためには、外貨を町内に引き込む有効な手段として観光産業の育成が重要であるが、平成2年策定の観光振興ビジョンは大きく時代背景が変わっていることから、既存体制で実施できる各種調査を行いながら、新・観光振興ビジョンの策定を進めるものとする。

活動第2ステージでは、町とアドバイス・コーディネート機関が中心となって、民間活動の拡大に向けた行動喚起の仕掛けや改革・革新に挑戦する人への支援を計画的に進めるものとする。

なお、活動第2ステージ以降は、事業実施の成果を検証し、可能なものは年度ごとの目標を設定し、事業所・事業者などの事業成長に見合った支援環境を整えながらチャレンジする人の広がりを推進する。

また、環境変化に迅速かつ柔軟に対応し制度内容の見直しを図るほか、効果目標の達成に向けた具体的アクションプラン^{*4}を適時明示しながら、次の振興策に着手できるような体制を維持しつつ、事業所・事業者などの支援に努めるものとする。

*1 業種：どのような商品やサービスを取り扱っているかによって分類される事業の種類。

*2 業態：営業形態(どのような売り方をするか)の違いを基準とした分類。

*3 コーディネート：物事を調整し、まとめること。

*4 アクションプラン：ある政策や企画を実施するための基本方針。または、行動計画。

【5年間で実施すべき振興策の段階的推進内容一覧】

活動第1ステージ（町のリーダーシップで早急に着手）

- (1) 域内循環の拡大に向けた取組の推進
 - ① 域内循環を推進する町の姿勢を内外に示す取組
 - ② 地域に貢献する事業者の自覚を高める取組
 - ③ 地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取組
- (2) アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備
 - ① アドバイス・コーディネート機関の整備
 - ◆既存事業者の事業承継意思と手法の確認
 - ◆新規創業ニーズの確認
 - ◆経営革新や業種業態転換ニーズの確認
 - ② 町とアドバイス・コーディネート機関での検討
 - ◆支援制度の創設に向けた検討
 - ◆勉強会・研究会などの行動喚起メニューの検討
- (3) 外貨を引き込む環境の整備
 - ① 観光振興ビジョンの再構築
 - ◆経済波及効果を生む仕組みの検討
 - ◆変化した観光ニーズへの対応検討
 - ◆推進体制強化のための具体策の検討
 - ◆短期集中目標を持ったアクションプランの明示

活動第2ステージ（町の行動に続き民間活動を拡大）

- (1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり
 - ① 行動を起こしてもらうための仕掛け
 - ◆趣味の仕事化応援活動（事例情報発信、各種勉強会）
 - ◆趣味の仕事と買い手の交流会などの機会の提供
 - ◆優先すべき支援の方向性に沿った事例情報発信、各種勉強会、創業塾、経営塾などの実施
 - ◆既存事業の承継応援活動（事例研究、勉強会）
 - ◆新規創業応援活動（事例研究、勉強会、支援制度の創設など）
 - ② 仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け
 - ◆学生向けの職業観育成事業の実施
 - ◆求人情報一元化及び無料職業紹介制度の継続、制度内容の見直し検討
 - ◆その他移住・就労支援の総合支援策の展開を検討
 - (2) 改革・革新に挑戦する人への支援
 - ① 次の「改革・革新」の仕組みをトータルでマネジメント
 - ◆支援制度の創設及び拡充の検討
 - ◆新・観光ビジョンのアクションプランを実施
 - ◆アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談事業の実施
- 【6年目以降に向けた準備】
- 事業実施の成果を検証しながら、中小企業振興施策を進化させる
- ◆支援制度の見直し
 - ◆新・観光ビジョンの推進を加速
 - ◆アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談事業の加速
 - ◆事業者の改革・革新・創業のステージに合わせた新たな支援策の整備

第2節 具体的振興施策推進の考え方

1 活動第1ステージ／町のリーダーシップで、早急に着手

- ◆域内循環の拡大に向けた取組の推進
- ◆アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備
- ◆外貨を引き込む環境の整備

(1) 域内循環の拡大に向けた取組の推進

人口減少による購買力減退や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少、町外への買物客流出、経済活動の広域化やグローバル化などの実態を踏まえると、町内の中小企業の持続的経営を支えるためには、基幹産業の振興とともに観光産業の展開による交流人口の増大を図り、外需で取り込んだ財貨を町内で循環させていく施策が今後ますます重要となっている。

このため、域内循環の拡大に向けた意識の醸成は、町がリーダーシップを発揮し、商工会との連携を密接にしながら官民一緒になって取り組むものとする。

また、中小企業振興施策に関する情報発信を行う際には、町民が関係していることを意識できるような文言や呼びかけの工夫に配慮する必要がある。

① 域内循環を推進する町の姿勢を内外に示す取組

中小企業振興施策展開のための環境整備に向けた取組が始まったことを町が行動で示すため、町が行う工事や物品などの公共調達において、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会の拡大に向けた取組を行う。

前期計画において、次の「公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針」をその取組イメージとして示しており、既に本実施方針を参考に取組を実施している。今後も継続実施していくものとするが、内容については並行して検討していくものとする。

なお、以降に示す取組のイメージは、いずれも同様の考えで進めるものである。

【地元企業の受注機会の拡大等に向けた方針の策定(イメージ)】

公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針

1 目的

本町が行う工事、物品などの公共調達において、地元企業への優先発注及び地域資源の活用を推進するため、公共調達における地元企業の受注機会の拡大等に関する実施方針を定め、適正な競争原理のもと公正性を保ちつつ、地元企業の受注機会を確保し、持続的な成長・発展を通じて、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本町の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

3 事業者の定義

区 分		定 義
地 元 企 業	町内業者	町内に本社、本店を有する事業者
	準町内業者	町外に本社、本店を有するが、町内に支店、営業所等がある事業者
町外業者		町内業者及び準町内業者に該当しない事業者

4 町内産品の定義

町内の工場で生産、製造、加工されたもの又は町内代理店等から調達されたもの。

5 各分野における実施方針

原則として、地元企業のうち、町内業者を選定する。ただし、町内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。

なお、本方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図るため、地元企業への優先的な発注を推進するものであり、本町の公共調達から町外業者を排除することを目的とするものではない。

分 野	対象範囲	取 扱 要 領
公共工事	町が発注する次の契約 (1) 建設工事の請負 (2) 建設工事に関する設計、調査及び測量業務等の委託 (3) 施設の修繕	① 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された事業者から選定することとし、原則として町内業者を選定する。 なお、技術的難易度の高い公共工事で町内業者では対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。 ② 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点踏まえた上で、適切かつ合理的な範囲での分離・分割発注に努めることにより、町内業者の受注機会の拡大を図る。

		<p>③ 町の公共工事の受注事業者が、下請事業者を選定する場合は、町内業者の優先に配慮するよう特記仕様書に記載する。</p> <p>④ 町の公共工事の受注事業者が、建設資材を調達する際は、町内産資材を優先して使用すること並びに町内で生産されていないものを使用する場合も町内業者からの調達に配慮するよう特記仕様書に記載する。</p>
物品調達	<p>町が発注する次の契約</p> <p>(1) 物品の購入及び修繕</p> <p>(2) 印刷製本</p>	<p>① 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された事業者から選定することとし、原則として町内業者を選定する。</p> <p>なお、町内業者では調達や対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときは、事業者の有する資格、実績、経験等を総合的に勘案して、準町内業者、町外業者の順に対象を拡大するものとする。</p> <p>② 印刷を主たる業務としていない事業者に、企画・デザインを含めて印刷を発注する場合は、可能な範囲で分離発注することにより、町内業者の受注機会の拡大を図る。</p>
その他の分野	<p>公共工事、物品調達以外の公共調達</p>	<p>① 町内業者では調達や対応できないとき、又は町内業者だけでは競争性が確保されないときを除き、原則として町内業者を選定する。</p> <p>② 継続的に発注している業務委託等で、準町内業者又は町外業者と契約しているもののうち、分離・分割した発注を行うことにより、事務の効率的な執行が可能なものについては、契約更新の際に町内業者への発注に努める。</p> <p>③ 町が行う各種行事の記念品等の発注にあたっては、町内産品を活用するなど可能な限り町内業者への発注に努める。</p>

6 実施方針の解釈と運用

(1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上、契約の目的の達成のため、合理的な範囲で発注方法を見直し、地元企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、いたずらに町外業者を本町の公共調達から排除することを目的とするものではない。

また、本実施方針は、地元企業の受注機会の確保及び育成を図ることを目的とするものであり、地元企業が本町の全ての公共調達を受注することまで目的としたものではない。

(2) 本実施方針の運用においては、地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成に努めると同時に、地元企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

7 その他

この取組については、必要に応じてその成果等について評価・検証し、本方針の見直しを行うものとする。

② 地域に貢献する事業者の自覚を高める取組

地域に貢献している企業が自覚を高められるよう、事業者に地域貢献を宣言していただくなどの意識醸成活動を仕掛け、厚岸町中小企業振興基本条例の基本理念に基づく取組を実施する事業者を募り公表する。

こうした取組を実践する事業者にとっては、広報誌やホームページなどで事業者の紹介を行うことで事業者の情報発信が行われるメリットがあるほか、広く公表することで、町民の意識醸成にもつながる仕組みでもある。

【地域貢献宣言の実施(イメージ)】

宣 誓 書	
令和 年 月 日	
厚岸町長	様
	住 所
	法人名
	代表者 _____
<p>弊社は、厚岸町中小企業振興基本条例の基本理念に基づく地域経済の活性化のため、以下の取組を推進し、真摯な姿勢で臨むことを宣誓いたします。</p>	
記	
—	地域を担う人材の育成に積極的に取り組む。
—	人材(社員)は地元雇用を基本とする。
—	物品の調達を可能な限り町内中小企業から行う。
—	地域経済活性化の中核的な担い手としての気概を持つ。
—。
—。

③ 地元商店の利用・販売促進に向けた運動の取組

町外への消費の流出により地元購買力が減退する中、商店が年を追う毎に減少している。今後10年で見ても約半数の事業所が廃止見込である。

町内の事業所を利用すると、町内の事業所が元気になる。町内の事業所が元気になることによって、私たちの豊かな生活が満たされ、地域全体が元気になる。町民のみならず事業所・事業者にも、地元企業を活性化させる活動に参画してもらう意識改革を促す情報発信等には、これまで以上の工夫と配慮が重要である。

今後も少子高齢化の進行が想定される中で、町内の商店を利用したくても閉店していて利用できない状況になることを回避するため、町民や事業所・事業者同士で「地元のお店を利用しよう」を合い言葉に、地元商店の利用促進や地元の人に買っていただく販売促進に関する運動の取組を啓発活動等を含めて進める。

これまでも厚岸町では、同様の運動を展開してきたが、町外への購買力流出に歯止めがかからない状態が続いており、地元商店等の存在意義の重要性に対する町民などの意識醸成を図る取組を、事業者自らの経営努力とともに商工会や地元商店街組織等と継続して連携し、強力で推進する。

(2) アドバイス・コーディネート機関設立による支援環境の整備

町内事業所への資金的支援、経営支援・環境整備支援等適切な支援策を検討し事業展開を補佐する「アドバイス・コーディネート機関」設立の必要性について平成27年度を始期とした前期計画において示したが、現在まで設立に至っていない。

設立にあたっては、厚岸町での暮らしや経済になくは困るが、将来不足すると予想される業種・業態を明らかにする基礎調査の実施が必要であり、これに関連する「事業承継・事業発展の意思」確認については、これまでに商工会において実施している。

町内事業者の事業継続について、今後10年以内に半数が廃止見込ということもあり、早急な対応が急がれる中、今後は本格的な基礎調査を町と商工会が中心となって実施し、この内容を踏まえたうえで機関を設立し、支援環境の整備を図る。

① アドバイス・コーディネート機関の整備

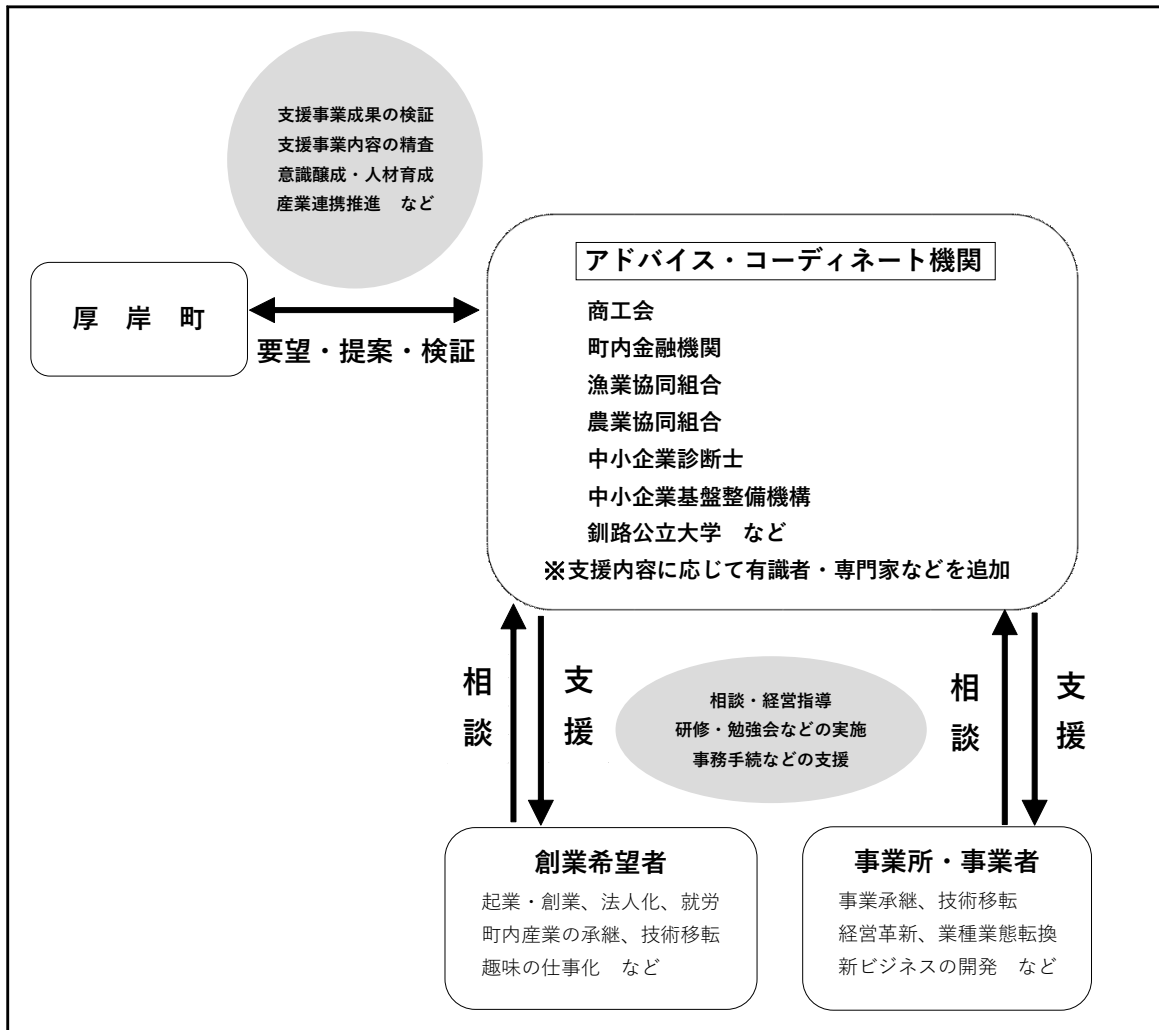
アドバイス・コーディネート機関には、中小企業振興施策として実施する支援策や支援ニーズの調整のほか、外貨獲得策、個々の相談者へのアドバイスや支援者、専門相談窓口の紹介、各種の申請手続きの補助など、アドバイスやコーディネートの役割が必要になる。また、事業者の支援ニーズを町へ提言・提案できる第三者的な立場が望ましいため、経済団体を中心にした組織体制での新設が重要である。

農林水産業及び商工業者の連携による新商品・新サービスの開発や6次産業^{*1}化、経営改革・革新には、多岐にわたる専門知識が必要になることから、経営支援の中核となる商工会・金融機関に加え、漁業協同組合や農業協同組合のほか、相談内容や支援内容に応じた専門機関や専門家に参画いただくなど、さまざまな取組に対応できる仕組みとする。

また、本計画を効果的・効率的に推進していくため、アドバイス・コーディネート機関は、中小企業振興施策の進捗状況や成果等の評価・検証による本計画の進捗管理に加えて、必要な制度設計の見直し検討にも関わるものとする。

*1 6次産業：農業や水産業などの第1次産業が食品加工・流通販売にも事業展開している経営形態。

【アドバイス・コーディネート機関(イメージ)】



② 町とアドバイス・コーディネート機関での検討

アドバイス・コーディネート機関の整備後は、支援ニーズに基づく効果的かつ適切な支援メニューの制度設計を行い、有効な支援制度の創設に向けた検討を進める。

アドバイス・コーディネート機関では、基礎調査結果により導かれた町内における必要不可欠な事業活動を行う事業者に対して積極的な支援を行うほか、さらに発展・拡大すると見込まれる「先駆的・革新的」な取組を行う事業者に対しては、事業者の活動状況を常に把握したうえで、商工会による支援制度利用の斡旋と経営支援などを実施する。

(3) 外貨を引き込む環境の整備

新たな観光資源となった「厚岸ウイスキー」や農商工連携、6次産業などの地域資源を活かした商品は観光客の土産品としての利用ニーズがあり、これら地場産品のPRを行い、産業の売上機会の拡大を行っていくことが外貨獲得において重要であり、町として支援していくことが必要である。

その取組として、町と町内経済産業団体による「厚岸町観光プロモーション実行委員会」を平成29年度に組織し、町への誘客や地場産品のPRを町全体で行える体制を整備した。

本実行委員会において、町が調整役となり、これまで道央圏や首都圏をはじめとした町外での観光物産展の開催や国際食品・飲料展の参加など町の特産品PRを行ってきた。

しかし、現在のところ一部の経済産業団体のみ参加となっていることから、他団体への参画を促し、さらなる組織強化を図り、より発展した取組を目指していく。

① 観光振興ビジョンの再構築

観光振興ビジョン「アクティブ・タウン あっけしプラン」は、平成2年3月に策定以降、外国人観光客の急激な増加や厚岸道立自然公園の国定公園化の動向不透明など流動的な要素が多く、見直しがなされていない。

今後も国際情勢問題等の不安は残されているが、厚岸道立自然公園の国定公園指定時期がおおよそ固まってきたことから、ビジョン見直しについて、時期も含め検討していく。

【観光振興ビジョン再構築ポイント】

- ◆現ビジョンの検証とともに、時間経過に伴って変化した観光ニーズへの対応を検討する。
- ◆経済波及効果を生む仕組みを検討しながら、経営感覚に富んだビジョンを策定し、推進する必要がある。
- ◆第1次産業から第3次産業まで、まちのあらゆる資源を活用した外貨獲得策を検討する。
- ◆観光振興ビジョンの実現に向かって段階的に事業拡大しながら、推進体制を強化するための具体策を検討する。
- ◆短期集中目標を持ったアクションプランを明示する。

【観光経営(事業)強化ポイント(例)】

- ◆経済波及効果のある観光事業の運営
 - ・観光関連事業の一元化で環境を整備
 - ・既存観光振興事業のブラッシュアップ*1
 - ・地域ブランド（観光・特産品）づくり
 - ・観光プログラムや旅行商品の開発
 - ・観光ガイド、セールスマン育成
 - ・滞在型観光確立のための周遊ルート設定
 - ・厚岸ウイスキーを活かした観光の推進及び商品開発
 - ・厚岸道立自然公園国定公園化を活かした観光PR
 - ・外国人観光客誘客に向けた環境の整備
- ◆町内イベントでの収入UP
 - ・収益構造のあるイベントに転換
 - ・イベント来場者からのさらなる収入、駐車場料／飲食物販の仕掛け
- ◆地場産品販路拡大、PRによる手数料収入
 - ・既存地場産品を集め、販路拡大や催事などの出展拡大を仕掛ける
 - ・観光商品などの営業を行い、町のPR拡大に努める
- ◆体験観光収入
 - ・体験プログラムと飲食物販を組み合わせた厚岸町特有市場の醸成
- ◆地域ブランド商品の開発
 - ・町内事業者との協力により、製作販売する独自ブランド商品を企画

*1 ブラッシュアップ：磨き上げること。

2 活動第2ステージ／町の行動に続き、民間活動を拡大

- ◆民間行動を喚起する仕掛けづくり
- ◆改革・革新に挑戦する人への支援

(1) 民間行動を喚起する仕掛けづくり

行動を起こしてもらうための仕掛け

- ・趣味の仕事化応援活動(事例情報発信、各種勉強会)
- ・趣味の仕事と買い手の交流会などの機会の提供
- ・優先すべき支援の方向性に沿った事例情報発信、各種勉強会、創業塾、経営塾などの実施
- ・既存事業の承継応援活動(事例研究、勉強会)
- ・新規創業応援活動(事例研究、勉強会、支援制度の創設など)

仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け

- ・学生向けの職業観育成事業の実施
- ・求人情報一元化及び無料職業紹介制度の継続、制度内容の見直し検討
- ・その他移住・就労支援の総合支援策の展開を検討

まちの将来予測から、優先すべき支援の方向性が固まった後は、民間の活動拡大に向けた行動喚起を仕掛けることとする。

まずは、未来の厚岸町がどのようなまちであるべきか、という意識の共有を促す事業展開から始める必要がある。町の産業PRや町民の趣味・手仕事などの小さなビジネスチャレンジを促し、毎日の暮らしの中に地域の人、地域の事業所などの存在を認識してもらうことが重要である。

続いて、町全体で学生などへの職業観の育成や就労意識の醸成に向けた取組を行い「まちの将来を担う自分の役割」を意識づけ、大人たちには「町内の働く場の必要性や重要性」の意義を再認識してもらう。

また、行動喚起などの成果が現れ始めた事業者などには、引き続き創業・事業承継の支援を展開するほか、産業間の相互扶助といった次のステップに向けた活動へと進展させる。

① 行動を起こしてもらうための仕掛け

町民の趣味の仕事化を創出するためには、情報提供や販売活動の場の提供、自分の商品を上手に売るための学習機会の提供などの環境づくりが必要である。これまでも各団体が主催するイベントにおいて町民による手作り品の交流販売などは行われてきたが、未だに十分とはいえない現状にある。

このため、町や産業団体などによる町民向けイベントの開催や運営支援を行うことにより、町民誰もがビジネスチャレンジできる機会を増やし、楽しく行動し続けられる環境づくりに努める。

また、事業者が行う新たな取組に対しては、商工会主催のセミナーなどによる事業展開手法を検討する機会の提供、各種制度の情報提供、担い手確保を検討するための採用状況調査^{*1}結果の提供など、店舗や事業所ごとに改革・革新に取り組める環境づくりが必要である。

○町民に対する『まちの産業を知り意識改革を図る啓発』

- ・町内イベントでのPR、啓発活動を実施し、町民の意識改革を図る

○町民の趣味や手仕事で『ビジネスチャレンジ』できる環境づくり

- ・事業活動を行っていない町民でも、趣味の交流販売などまちのイベント内で出店できる環境をつくる



【効果目標】新時代の「地縁型地域」を意識する環境への転換

- ・まちの要素として必要不可欠な業種・業態があると知る町民意識改革
- ・交流から「地縁」を感じ取り、その一員であろうとする町民意識改革
- ・普段の暮らしの中で、まちの人、事業所などの存在を意識し、「買物をする時に一度考えてみる、そして選択をする」という初期行動の喚起

*1採用状況調査：常用雇用3名以上の町内事業者を対象に町独自で毎年実施している調査。

○既存事業者に対する『経営意識の向上を図る意識改革』

- ・経営改善、経営革新に必要な情報の提供
- ・事業PRやニーズの把握に役立つ事業への参加促進
- ・事業承継や産業承継を考える意識醸成
- ・独立開業を目指す人の受け入れ体制整備の推進



【効果目標】 産業界全体で「育成ムード」が向上

- ・自分の商売も含め、将来どうあるべきかを考える環境づくり
- ・若きチャレンジャーを応援する環境づくり
- ・まちの要素として必要不可欠な業種・業態を守る意識の向上

② 仕事ができる場をつくり、働きたい人に提供する仕掛け

仕事ができる場をつくるには、事業者の改革・革新の取組に合わせて働き手を募集する取組と、学生や子供に対してまちの仕事を知ってもらい職業観や就労意識を高めてもらう取組、趣味の仕事化の支援が必要である。

町内で働きたい人と町内事業者とのマッチングを円滑にして人手不足などを解消するため、平成29年度から求人情報一元化及び無料職業紹介制度を開始したが、町民や事業者に十分に制度が浸透しているとはいえず、また、専門職員等が配置されていないことにより、本格的な求人・求職斡旋に踏み込めていない。

このため、これまでの取組の継続及び制度周知に努めつつ、より町民が利用しやすい体制及び更に充実した支援内容となるよう必要に応じて制度の見直しを検討する。

また、町民の趣味の仕事化には、イベント会場での販売場所の整備、事業活動を行っていない個人も対象となる補助制度の創設や既存の制度の要件緩和などを検討する。

○学生などの若手に対する『学校と連携した担い手育成』

- ・まちの産業と働き方のPR、自分の目標を立てる意識醸成
- ・町内事業者とのミスマッチの解消



【効果目標】 まちに残って生きていく、まちを守る意識の醸成

- ・まちに残り先輩達からまちの将来を引き継ごうとする意識の醸成
- ・同世代から支持される商売を形作り、未来の産業を創り出す意識の醸成

○創業予定者、新産業創出予定者に対して

- ・アドバイス・コーディネート機関による事業計画、経営計画策定支援、補助金活用支援、税務・労働支援など
- ・補助制度の検討

○産業間の相互扶助／連携に対して

- ・6次産業化、農林水産業及び商工業者の連携、商工観光連携など、地域全体で産業連携できる体制づくり
- ・観光などの町外市場開拓が可能なツールを活用する環境整備



【効果目標】 政策や経済の変化に対応し続けるための環境整備

- ・行動し始めた人への支援活動の展開と、これから起こりうる変化に対応し続けていくため、産業の垣根を越えた知恵の結集と行動を起こすための準備活動

(2) 改革・革新に挑戦する人への支援

支援制度の創設及び拡充の検討

新・観光振興ビジョンのアクションプランを実施

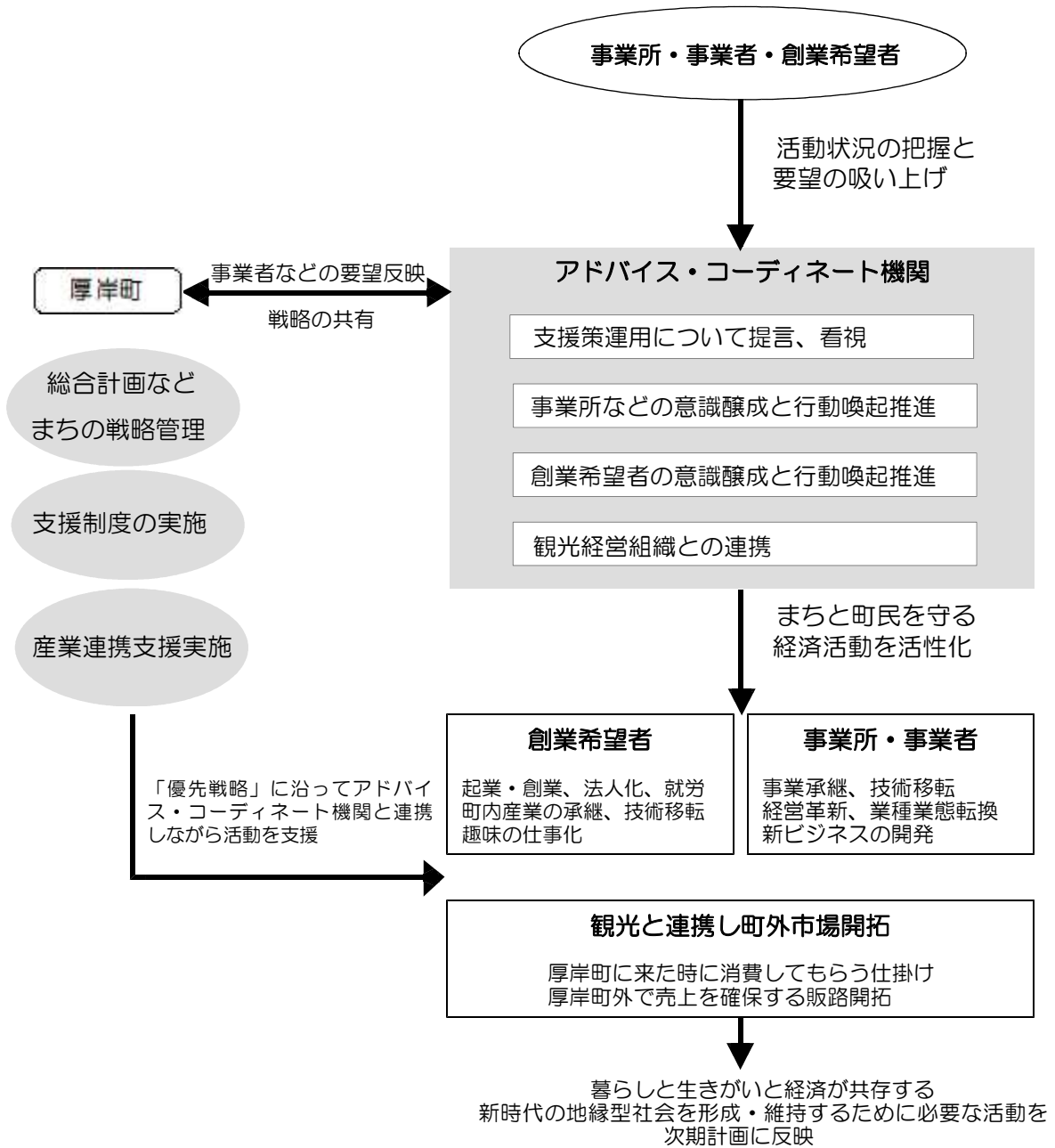
アドバイス・コーディネート機関によるワンストップ相談事業の実施

これまで、町独自の融資制度の支援内容を拡充したほか、事業者だけではなく個人・任意団体も対象となる特産品等開発支援制度を創設するなど、各種支援制度の充実に努めてきた。

しかし、現時点では創業予定者や新産業創出予定者への支援制度は少なく、ビジネスの芽に気づいた人が迅速に事業として活動ができるよう、書類作成や事業計画へのアドバイス、資金調達の相談、助成・補助金の利活用など、町やアドバイス・コーディネート機関による幅広いサポート体制の構築は急務となっている。

また、「支援機関の整備」「産業育成ムードの高まり」「町民の意識改革」「観光振興ビジョンの再構築と観光経営改革」のすべての活動が連携し始め、相乗効果のある中小企業振興施策が展開されることが目標であり、将来のまちの基盤となる仕組みを考えながら、革新や改革を推進する。

① 次の「改革・革新」の仕組みをトータルでマネジメント



参 考 資 料

1 令和2年度における厚岸町の中小企業振興施策の概要

●厚岸町小規模商工業者設備近代化資金貸付制度

▷小規模商工業者における設備の近代化を支援

以下の要件に該当する場合に、利子補給及び保証料補助を行う。

【交付対象者】

- (1) 町内に独立した事業所又は店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上営んで常時使用する従業員が商業及びサービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の事業者
- (2) その他経営内容が(1)と同様の実態にあると町長が認めた事業者
- (3) 町税等に滞納がない事業者（ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りでない）

【対象となる貸付資金】（次のすべてを満たす資金）

- (1) 機械等（機械、店舗等その他これらに類する事業用資産）を取得又は改良するための資金
- (2) 北海道信用保証協会の定める保証対象業種を営む小規模商工業者に貸し付ける資金
- (3) 町長の推薦により貸し付ける資金

【利子補給の対象となる貸付限度額】

単年度の総額を5,000万円とし、1小規模商工業者につき1,000万円

【貸付利率】

町と融資機関との協議により決定する利率

【償還期間】

- (1) 貸付資金が500万円以下の場合 5年以内
- (2) 貸付資金が500万円を超える場合 7年以内

【信用保証】

必要により、北海道信用保証協会の保証付きとする

【償還方法】

月賦償還（元金均等払い）

【利子補給及び保証料補助の金額】

貸付資金を借り入れた小規模商工業者が融資機関に支払う利子を全額補給し、保証協会に支払う保証料の1/2を補助する。ただし、延滞利子については、この限りでない。

【貸付実績】（直近5年間）

年度	貸付件数	貸付額
H26年度	2件	7,000千円
H27年度	3件	15,000千円
H28年度	3件	5,700千円
H29年度	4件	22,744千円
H30年度	3件	6,000千円

【目標値】

令和2年度から令和6年度まで・・・貸付累計件数 25件（年度/5件）

※ 町融資制度の見直しが行われ、平成29年度から補助内容を拡充

●厚岸町中小企業融資制度

▷中小企業の育成振興並びに経営の合理化を支援

以下の要件に該当する場合に、利子補給及び保証料補助を行う。

【交付対象】

- (1) 中小企業基本法による中小企業者及び中小企業等協同組合法による協同組合
- (2) 町内に独立した事業所又は店舗を有して同一事業を引き続き1年以上営む事業者で、その事業が保証協会の保証対象業種であるもの
- (3) 町税等に滞納がない事業者（ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認められるときは、この限りでない）

【貸付金の種類】

運転資金及び設備資金

【貸付金額及び貸付期間】

種 類	貸付金額	貸付期間
運転資金	1,000万円以内	7年以内
設備資金	1,500万円以内	10年以内

【貸付利率】

町と融資機関との協議により決定する利率

【償還方法】

月賦又は一括償還

【信用保証】

保証協会の保証付とすることができる

【利子補給及び保証料補助の金額】

貸付資金を借り入れた事業者が融資機関に支払う利子の1%分、保証協会に支払う保証料の全額を補助する。ただし、遅延利子については、この限りでない。

【貸付実績】（直近5年間）

年度	貸付件数	うち設備資金	貸付額
H26年度	20件	0件	76,400千円
H27年度	23件	5件	79,000千円
H28年度	5件	0件	18,000千円
H29年度	29件	4件	211,990千円
H30年度	29件	10件	183,650千円

【目標値】

令和2年度から令和6年度まで・・・貸付累計件数 150件（30件／年度）
うち設備資金 50件（10件／年度）

※ 町融資制度の見直しが行われ、平成29年度から補助内容を拡充

●厚岸町工業等振興条例制度

▷本町に事業場を新設又は増設する者を支援

以下の要件に該当する場合に、固定資産税の課税を3年間全額免除

- (1) ア 製造業（電気・ガス業を含む）、旅館業（下宿営業を除く）、農林水産物等販売業（町内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業）のいずれかの事業を行う事業場の新設又は増設のための投下設備額が1,000万円を超えるもの
- イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第17条に規定する承認地域経済牽引事業を行う事業場の新設又は増設のための投下設備額が1億円（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条第1号に規定する農林漁業及び関連産業に係るものにあつては5,000万円）を超えるもの
- (2) 町の産業振興に寄与すると認められ、事業の指定を受けた事業者（工事着工前に、あらかじめ事業の指定を受ける申請が必要）
- (3) 町税等に滞納がない事業者（ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実に認められるときは、この限りでない）

【措置の対象となる固定資産税】

- (1) 事業の用に供する家屋
- (2) 償却資産
- (3) その敷地である土地（取得してから1年以内のものに限る）

【課税の免除】

措置の対象となった固定資産税を操業開始又は増設後、事業場に最初に課税された年度から3年間全額免除

【指定実績】（直近5年間）

年度	指定事業者数	投下設備額
H26年度	3件	341,826千円
H27年度	0件	—
H28年度	2件	760,631千円
H29年度	1件	432,845千円
H30年度	2件	—

※ 指定事業者数：当該事業場の新設又は増設のため初めて指定申請を行った事業者数

※ 投下設備額：当該年度に新設又は増設が完成した事業場に投下された額

●厚岸町商工業振興事業補助制度

▷厚岸町商工会が行う小規模事業者に対する指導事業及び商工業者の振興と安定を図るための事業を支援

【補助の対象】

補助金は、商工会が行う小規模事業者の経営改善普及事業および一般事業のうち、町長が必要且つ適当と認めるものを対象とする。

【補助金の額】

補助金の額は、次の表により算出するものとする。

経営改善普及事業費	指導員人件費 補助員人件費	道の交付する小規模事業指導推進補助金を超える額の100/100以内で予算の範囲内
	記帳専任指導職員	// 80/100
	福利厚生費 福利環境整備費	// 50/100
	小規模事業対策特別推進費	// 80/100
	指導事業費	// 60/100
一般事業費	地域振興対策事業費	事業費の1/3以内で予算の範囲内。ただし、町長が特に認めた事業は事業費の1/2以内で予算の範囲内

【補助実績】（直近5年間）

年度	補助実績額
H26年度	15,103,774円
H27年度	14,976,133円
H28年度	14,691,932円
H29年度	11,667,035円
H30年度	11,561,476円

●厚岸町住宅新築支援助成事業

▷町内で住宅新築を行う者を支援

以下の要件にすべて該当する場合に、住宅新築に要する費用の一部を助成

【助成対象者】

- (1) 助成金の交付申請書兼完了届出書の提出までに、厚岸町の住民基本台帳に記録されている年齢満20歳以上の者
- (2) 助成金の交付申請書兼完了届出書の提出までに、当該住宅に居住している者
- (3) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

町内に本店を有し、建築業を営んでいる業者、又は個人の事業者で、あらかじめ登録された「町内参加登録業者」が施行を行うこと

【対象工事】

床面積が50平方メートル以上の住宅で外構工事、敷地造成工事を除く工事費が1,000万円以上（用地購入費含む）となる工事で、以下のいずれかに該当すること

- (1) バリアフリー基準を満たしている住宅
- (2) 断熱性能が省エネルギー基準(平成11年基準)を満たしている住宅
- (3) 居室の全ての開口部の断熱性能が省エネルギー基準(平成11年基準)を満たしている住宅

【助成金の額】

助成金の額は、1戸あたり25万円

【実績】（直近5年間）

年度	助成件数	助成額
H26年度	8件	1,600千円
H27年度	7件	1,400千円
H28年度	3件	600千円
H29年度	5件	1,000千円
H30年度	5件	1,000千円

【目標】

安全・安心で快適な住環境の促進並びに良質な住宅ストックの形成による町民の生活向上及び定住人口の確保及び、住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化のため、継続的に本事業の周知に努め、利用を促進する。

●厚岸町住宅リフォーム支援助成事業

▷町内で住宅リフォームを行う者を支援
以下の要件にすべて該当する場合、住宅リフォームに要する費用の一部を助成

【助成対象者】

- (1) 助成金の交付申請書兼完了届出書の提出までに、厚岸町の住民基本台帳に記録されている年齢満20歳以上の者
- (2) 町内に存する住宅の所有者であって、助成金の交付申請及び完了届までに当該住宅に居住している者
- (3) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

町内に本店を有し、建築業を営んでいる業者、又は個人の事業者で、あらかじめ登録された「町内参加登録業者」が施行を行うこと

【対象工事】

住宅リフォーム費用が10万円以上（消費税含む）となる工事

【助成金の額】

住宅リフォームに要した費用に100分の10(65歳以上又は中学生以下の子どもがいる世帯の場合は、100分の15)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が1戸当たり20万円を超える場合は、20万円とする。

【実績】（直近5年間）

年度	助成件数	助成額
H26年度	36件	4,741千円
H27年度	36件	5,500千円
H28年度	40件	5,827千円
H29年度	44件	6,683千円
H30年度	42件	5,883千円

●厚岸町住宅エコリフォーム補助金交付事業

▷町内で環境負荷低減等のため住宅リフォームを行う者を支援
以下の要件にすべて該当する場合に、住宅エコリフォームに要する費用の一部を補助

【補助対象者】

- (1) 町内に住所を有し、自ら居住の用に供している既存住宅を所有する者
- (2) 町内業者により住宅エコリフォームを行う者
- (3) 補助金交付決定通知書の受理後にリフォームを実施する者
- (4) 申請年度の2月末日までに住宅エコリフォームを完了できる者
- (5) 町税等に滞納がない世帯

【施工者の条件】

建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみ請け負うことを営業とするもので、法人にあっては、本店を町内に有し、個人にあっては、町民で建設関連業を営んでいる者

【対象工事】

住宅エコリフォーム費用が50万円以上（消費税含む）となる工事

【補助金の額】

対象工事費の100分の10(65歳以上の者又は中学生以下の子どもがいる世帯は、100分の15)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、その額が1戸当たり50万円を超える場合は、50万円とする。

【実績】（直近5年間）

年度	助成件数	助成額
H26年度	0件	—
H27年度	0件	—
H28年度	1件	500千円
H29年度	1件	298千円
H30年度	0件	—

●厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励事業

▷町内で住宅用太陽光発電システムを設置する者を支援

以下の要件すべてに該当する場合に、太陽光発電システム設置に要する経費を助成

【交付対象者】

- (1) 電力会社の低圧太陽光発電設備系統連系・電力購入申込を行い、「系統連係に係る契約のご案内」を受領した者
- (2) 町内に住所を有する者、又は住所を有する予定の者
- (3) 自ら居住している又は居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む）に新たな太陽光発電システムを設置し、電力会社との受給契約を締結したうえで、設置完了報告書提出時までに発電を開始する予定の者
- (4) 建売住宅供給者から自ら居住するため、新たに太陽光発電システムが設置された住宅を購入し、電力会社との受給契約を締結したうえで、設置完了報告書提出時までに発電を開始する予定の者
- (5) 町税等に滞納がない者
- (6) 以前に町から太陽光発電システムへの奨励金の交付を受けていない者

【奨励金の額及び交付方法】

- (1) 奨励金の額は、1キロワット当たり3万円に発電システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額とする。（上限15万円）
- (2) 奨励金は、厚岸町商工会が発行する商品券により交付する。

【実績】（直近5年間）

年度	助成件数	助成額
H26年度	6件	823千円
H27年度	7件	792千円
H28年度	3件	450千円
H29年度	3件	392千円
H30年度	0件	—

【目標値】

令和2年度から令和6年度まで・・・累計助成件数 11件

●厚岸町ハッピーブライダル奨励事業

▷町内で結婚披露宴を行う者を支援

以下の要件すべてに該当する場合に、結婚披露宴に要する経費を助成

【交付対象者】

- (1) 婚姻届を提出し、またはこれから提出する予定であり、厚岸町内で結婚披露宴を行う者
- (2) 出席者が50人以上の結婚披露宴を行う者（ただし、特別な理由により50人を下回った場合でも、町長が特に認めたときは、この限りでない）
- (3) 町税等に滞納がない世帯（ただし、現に滞納がある場合であっても、その納入について町長が確実と認めるときは、この限りでない）

【奨励金の額】

- (1) 町内で行う結婚式及び結婚披露宴に要する経費のうち、地元事業者を利用した経費に10分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。
- (2) 町内に住所を有する者には、20万円を加算する。

【実績】（直近5年間）

年度	助成件数	助成額
H26年度	2件	1,000千円
H27年度	0件	—
H28年度	1件	500千円
H29年度	1件	500千円
H30年度	1件	278千円

【目標値】

令和2年度から令和6年度まで・・・累計助成件数 10件（2件／年度）

●厚岸町特産品等開発支援制度

▷新たな特産品の開発及び商品化に取り組む事業者を支援

以下に該当する事業を行う場合に、助成対象事業に要する経費を助成

【補助対象】（次のすべての要件を満たす）

- (1) 厚岸町の農林水産物等の地域資源を活用し、または商品の形状等により厚岸町をイメージするもので、かつ、厚岸町の魅力発信に結びつく特産品を新たに開発・商品化する事業に取り組み、町内に住所、事業所もしくは事務所を有する個人、法人または団体
- (2) 徴税等の滞納がないこと
- (3) 事業主または役員が、厚岸町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員または暴力団関係事業者でないこと

【補助金の額】

補助対象経費の2/3以内、上限100万円（同一年度内で1事業者につき1回限り）

助成対象経費	補助対象経費
地域特産品の開発に要する経費	専門家等への謝礼金及び旅費、試作に必要な原材料費、通信運搬費、技術コンサルタント料、品質・成分等分析手数料、試作品の外注加工費、消耗品費、試作品又は地域特産品の製造に直接使用する機械装置等の購入又は賃借料（既存機械装置等の単純更新は対象外）、その他地域特産品の開発に必要な経費
地域特産品の包装等の開発に要する経費	商品、パッケージ、ラベル等のデザイン制作委託料、その他地域特産品の包装等の製作に必要な経費
地域特産品の販路開拓、PRに要する経費	チラシ等の印刷費、消耗品費、旅費、通信運搬費、広告宣伝費、その他地域特産品の販路開拓及びPRに必要な経費

【目標値】

令和2年度から令和6年度まで・・・累計助成件数 25件（5件／年度）

2 厚岸町中小企業振興基本条例

平成23年2月2日

条例第1号

厚岸町は、天然の良港と広大な草地など恵まれた自然環境の下、豊かな地域資源による産業を基軸に、人々の生活の基盤を築きながら歴史ある文化を育み、今日まで発展を遂げてきた。

このような中で、商工業を中心とした中小企業は、漁業、酪農業をはじめとするその他の産業の盛衰の影響を受けながら、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに着実な歩みを続けてきた。

この間、様々な中小企業が創業され、その振興により、町民生活を支える多くの雇用や所得がもたらされるなど、中小企業は、地域経済活性化の重要な役割を担ってきた。

こうした厚岸町の地域経済を支える中小企業は、豊かな町民生活の実現には切り離すことができないものとなっており、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

ここに、私たちは、中小企業の振興が、厚岸町の更なる発展に欠かせないものであることを共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、町民生活の維持、向上を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本町の中小企業の振興に関し、基本理念を定め、町、中小企業者等、大企業者等及び町民の役割を明らかにするとともに、町の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各

号に規定する中小企業者であって、町内に事務所若しくは事業所又は住所を有するものをいう。

(2) 中小企業団体 商工会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体その他これに類する中小企業者を構成員とする団体で、事務所又は事業所を町内に有するものをいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び中小企業団体をいう。

(4) 大企業者等 中小企業者以外の会社及び個人であって、町内で事業を営むものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。

(2) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。

(3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(4) 町、中小企業者等、大企業者等及び町民の協働により行われること。

（町の役割）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、国、北海道その他の様々な主体と連携し、町の自然的経済的社会的諸条件に応じた中小企業振興施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。

2 町は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

3 町は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（中小企業者等の役割）

第5条 中小企業者は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化

に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営及び取引条件の向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、町内において生産され、製造され、又は加工された産品（以下「地場産品」という。）を取り扱い、及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者等は、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者等は、児童・生徒に対する職業に関する体験の機会の提供に協力するよう努めるものとする。
- 6 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（大企業者等の役割）

第6条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力を努めるものとする。

- 2 大企業者等は、中小企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 大企業者等は、地場産品を取り扱い、及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第7条 町民は、自らの活動が本町経済に影響を及ぼすこと並びに中小企業の振興が本町経済の活性化及び発展に寄与することとなることを理解するよう努めるものとする。

- 2 町民は、地場産品及び町内で提供される商工業サービスを利用するよう努めるものとする。

(基本方針)

第8条 町は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成及び確保に関すること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展及び創出を図ること。

(厚岸町中小企業振興会議)

第9条 町長は、中小企業振興施策について調査審議するため、厚岸町中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

- 2 振興会議の委員は、中小企業者等、消費者及び識見を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 3 振興会議の委員の数は、10人以内とし、任期は2年とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

厚岸町中小企業振興計画策定委員会 委員名簿

役 職	公職・所属団体等	氏 名
委員長	厚岸町商工会 会長	中 村 一 明
委員	厚岸漁業協同組合 専務理事	佐 藤 友 三
委員	釧路太田農業協同組合 副組合長理事	福 井 好 三
委員	厚岸町森林組合 参事	安 部 直 人
委員	北海道中小企業家同友会釧路支部厚岸地区会 幹事長	中 島 健 洋
委員	厚岸消費者協会 会長	小野寺 浩 江
委員	厚岸金融協会 幹事	逸 見 智 敏
委員	釧路公立大学 准教授	東 裕 三
委員	ファーストコンサルティング(株) 代表	乗 山 徹
委員	厚岸湖北商業連合会 会長	大 平 隆
委員	厚岸町商店会 会長	市 川 淳 一
委員	厚岸を考える会 うるする 代表	濱 秀 利
委員	あっけしの家づくり協会 会長代行	西 口 博 通

厚岸町中小企業振興計画

平成27年 3月策定

令和 2年 3月改訂

発行／厚岸町

編集／観光商工課 商工雇用係

〒088-1192 厚岸町真栄3丁目1番地

TEL:0153-52-3131 FAX:0153-52-3138